研究論文

明治維新から戦前昭和期までの日本のオーストラリア、 南洋への日本人移民の歴史―クイーンズランドへの砂糖 キビ栽培移民、および木曜島、ブルーム、アラフラ海へ の真珠貝採取移民を中心として

# 丹 野 勲

## はじめに―鎖国令の解除と日本人海外移民 の嚆矢

日本人の海外渡航は、江戸時代の寛永年間に 入り制限が強化され、1636(寛永3)年に、い わゆる鎖国令により一切禁止された。また、朱 印船貿易や海外日本人町などに在住していた日 本人の帰国も原則禁止された。それ以来、江 戸期の200年以上もの間、長崎でのオランダ貿 易(出島)・中国貿易、対馬の朝鮮貿易を例外 として、外国との交易や日本人の海外渡航が禁 止された。しかし、鎖国と言っても日本は国を 完全に閉ざしていたわけではなく、長崎出島に あったオランダ東インド会社の支店が、欧米や アジアなどとの海外貿易や交流等の窓口であっ た。その他に、日本船の遭難者である漂流者の 情報もあった。江戸時代の日本人の漂流者につ いては、ジョン万次郎、彦蔵(ジョセフ・ヒコ)、 音吉などがよく知られている (1)。

この鎖国令が解除されたのは、幕末の1866 (慶応2) 年4月に出された「渡航差許しの触達」である。その内容は「向後、学科修業又は商業のため海外諸国へ相越したき志願の者は、願出次第、御差許し相成るべく候」とある。この渡航差許しの触達の出た直後、外国の要求により、在留外国人の雇用者となっている日本人の海外渡航および外国船に日本人が船員等として乗り込むことが認められ、日本人の海外移民・移住の原形が生れることとなった。初期の日本人の

オーストラリア移民にも、このような外国船の水夫であった人もいた。この渡航差許しの触達は、外国人が帰国したり他国に転住したりする場合に日本人の雇用者を帯同するということが本来の主旨であったが、その後これが拡大解釈され、外国人は日本に滞在するにも拘らず日本人だけを渡航させるという方法が行なわれるようになった。事実上の日本人の移民・移住の斡旋である<sup>(2)</sup>。明治維新以降に、このような日本人の移民・移住、海外出稼ぎが始まったのである。外国人の斡旋によって、その後、農業栽培、真珠貝採取、鉱山、船員、興行、その他の雑役などとして、日本人が海外に渡航したのである。

明治維新後の最初の日本人移民である明治元 (1868) 年の日本人のハワイ移民、およびグアム島移民は、日本アメリカ領事館のヴァンリード (E.M.Van Reed) の手になるものであった。その後、日本人のオーストラリア、南洋等への移民が始まるのである。ヴァンリードは、アメリカのペンシルベニア州出身で、1859 (安政6)年にアメリカ領事館員として横浜に来た。なお、ヴァンリードは、日本人漂流者として有名である彦蔵(ジョセフ・ヒコ)とも友人で、アメリカ領事官の通訳官として来たヒコと同船・同時期、日本に赴任した (3)。

明治期において、ハワイ移民の数が多く、日本の海外移民の嚆矢として重要である。その後、グアム、オーストラリア、ニューカレドニア、北米、南米、東南アジア、南洋群島などに

も日本人が移民した。日本のハワイへの最初の 移民、いわゆる(明治)元年移民は、アメリカ 領事館員であるヴァンリードによる斡旋であっ た事実は興味深い。彼は、横浜の居留地で「も しも草」という新聞も主宰し、「アメリカへ学 間修業、交易、又は見物遊歴に渡航されたき者 は、随分御世話申すべく候」という移民勧誘の 広告を「もしも草」に出した人物である。その 後のグアム島移民もこのヴァンリードの手によ るものであった。ヴァンリードは、1868 (明 治元)年にハワイ向け350人、グアム向け42人 の日本人移民を集め、神奈川奉行所から旅券を 取得した。なお、ヴァンリードによるグアム島 移民は、ロットメン・ウィルメン社の求めに応 じて横浜の口入屋である半兵衛を通して募集し たものである<sup>(4)</sup>。明治維新初期のオーストラ リアへの日本人移民も、後述するが、英系豪州 人によるものであった。

このように、明治初期の日本の海外移民や海 外出稼ぎ労働者において、横浜などに在住して いた外国人の果たした役割も大きかったのであ る。

本稿では、明治維新後の日本のオーストラリア、南洋への進出と日本人の移民(本稿では移民や海外出稼ぎ労働者も含めて「移民」と呼ぶこととする)の歴史について、クイーンズランド州への砂糖キビ栽培移民、木曜島、ブルーム、ダーウィン等への真珠貝採取移民、およびアラフラ海、南洋群島を中心とした南洋への真珠貝採取移民を中心として考察する。

オーストラリアの日本人移民についての先行研究は多くあるが、代表的研究として服部徹 (1894)、Jones Noreen (2002)、Mary Albertus Bain (1982)、南洋経済研究所(1942)、和歌山県 (1957)、小川平 (1976)、小林織之助(1942)などがある。服部徹(1894)は、明治初期の日本人のオーストラリアへの移民の概況を知る上で貴重な歴史的史料である。Jones Noreen (2002) とMary Albertus Bain (1982)は、オーストラリア人研究者による研究で、オーストラリア側の史料を利用し

た優れた研究である。南洋経済研究所 (1942) は、C.M.ヨンゲが英文で書いたものを翻訳したもので、当時の木曜島の状況を概説している。和歌山県 (1957) は、和歌山県人の南洋移民史を詳述しており歴史的史料として貴重である。小川平 (1976) は、和歌山県出身のオーストラリア木曜島を中心とした日本人移民について多くの聞き取りや資料を基に記した素晴らしい研究・史料である。小林織之助 (1942) は、当時の蘭印と豪州の紀行誌として優れている。

南洋や南洋群島地域の真珠貝漁業についてのまとまった研究は少ないが、片岡千賀之(1991)、久原脩司(1978)、海洋漁業協会(1939)、斉藤栄一(1942)、水産経済研究所(1941)、などがある。

# 第1節 明治初期のオーストラリアへの日本人移民と移民会社―クイーズランド州への砂糖キビ栽培移民を中心として

1. 日本人のオーストラリアへの移民と移民会社

1886 (明治19) 年、オーストラリアへの日本人移民として、英国人ジョン・ウィリヤードによる募集で男女子供およそ40名が、日本外務省の承認を得て、オーストラリアのシドニーに渡った。これは、工場従事のための契約ということで渡航した後、その日本人を観せ物としたため物議を醸した。この日本人は、芝居小屋での興行(旅芸人)のための渡豪であったようである (5)。

1888 (明治21) 年には、クイーンズランドにおいて砂糖キビ栽培の労働者として日本人移民約100人が移住し、オーストラリア農業移民の先駆となった。すなわち、1888 (明治21)年、豪州クイーンズランド州のムリヤン製糖会社は、横浜の居留地に居住していた英国商人W.J.S.シャントを代理人として交渉し、日本外務省の許可を得て、日本人農民約100名を雇い入れ、砂糖キビの耕地で働かせるために渡豪させた。このとき外務省は、移民を許可するに際し、移民の帰国費に充てるため、雇主が移民の

出発前に1,000ポンド、1年以内に500ポンド<sup>(6)</sup> を神奈川県庁に預託させた。これがオーストラリア日本人農業移民の第一陣であった<sup>(7)</sup>。

日本人の海外移民は、すでに1877 (明治10) 年代の後半から、北米、カナダなどに渡航する ようになっていた。日本移住組合、海外移住同 志会のような団体が、1889 (明治22), 1890 (明 治23) 年頃に生まれて、渡航地の調査や斡旋 等を行っていた。榎本武揚は、「殖民協会」を 1893 (明治26) 年に設立している。この頃から、 日本は、海外発展熱が高まり、海外渡航者が増 加していった。ここに、移民募集者を代理して 移民を募集し、他方応募者のために渡航の便宜 を図る移民周旋人としての「移民会社」が生ま れてきた。「日本吉佐移民会社」は、秀英舎(現 在の大日本印刷)の社長であった佐久間貞一と 日本郵船会社の社長の吉川泰次郎が、1891 (明 治24) 年12月、設立した。この会社が会社組 織による移民事業の先駆で、次いでこれにな らって続々に移民会社が生れた<sup>(8)</sup>。明治期に オーストラリア移民が盛んとなったのは、日本 吉佐移民会社などの移民会社の活動に負うとこ ろも大きい。

# 2. 日本吉佐移民会社によるクイーンズランド 州への砂糖キビ栽培移民

日本吉佐移民合名会社は、1892 (明治25) 年に約50人、1893 (明治26) 年に520人の日 本人をクイーンズランド州の砂糖キビ栽培の出 稼ぎ労働者としてオーストラリアに送った。

外務省は、1893 (明治26) 年、オーストラリア移民地の探検を日本吉佐移民会社社員の織田純一郎へ嘱託し、その報告書では、当時のオーストラリアのクイーンズランドの砂糖キビ栽培日本人移民の状況が詳細に報告されている (9)。

さらに、日本吉佐移民会社は、1894(明治 27)年に425人の日本人移民をクイーンズランド州の砂糖キビ労働者としてオーストラリアに送った。この日本吉佐移民会社による移民では、「クインスランド行移民心得」が作成され、以下がその内容である<sup>(10)</sup>。

「給料は一ケ月一人先づ十円とす。而してその給料の四分の一は、三ヶ月纏めて日本の家族に払い渡し、四分の一は吉佐移民会社に於て確実なる銀行に預け入れ、本人帰朝の上これを払い渡すべし、その二分の一は毎月クインスランドに於て払い渡すものとす。但し渡航後十八ケ月はクインスランド渡しの半額給料の五割は雇主に於て預り置くものとす。

而してこの十八ケ月間に於て、誰にでも真実の農夫にあらざることを発見するか、或は極めて性質の悪いものたることを知るか、或はクインスランドに発せざる疾病のため悩むことあるときは、その預り金より復航の賃銭を弁ぜしむるものとす。

尤も斯くの如き場合は必す雇主と移民と監督と協議の上決定せざるべからず、もし移民にしてその業を執り居る際に負傷したる時は、給料全額を受取り得べく、もし他の疾病若くは休業を爲せる場合には、給料は毫も支払はざるものとす、但し食事は無代にて給与すべし。」

ここで特に「真実の農夫」を要求しているのは、ハワイ移民の初期に、非農業者が多く混じっていたため現地就労後、いろいろな問題を起していたという苦い経験によるためのようである。 吉佐移民合名会社は、1898(明治31)年1月までに、合計951人をオーストラリアに渡航させ、同年2月、東洋移民会社と改称してからも、引き続きこの移民を送った。1893(明治26)年、520人の日本人が契約期限満了となった時の状況について、当時「殖民協会報告第40号」に報じられた内容は以下である (11)。

「今より三年前、吉佐移民会社の手を経て、 五百人の移住民クイスランドに赴けり。僅か十 人ばかり死亡せるを見るのみにて、今度契約期 限満ちて三百二十人出度く帰国したり。而して 尚百七十人は契約を続けてクインスランドに残 れるという。是れ実、予想外の好成績なり。(中 略) 日本於いては仮令農家に雇るるも、概ね一年の賃銀十五円、二十円に出づるは稀なり。然るにクインスランドに至れば衣食を引去り、一ケ月二ポンドより三ボンドに出づ、彼等移民に取りては実に巨額の賃銀なり。左れば移住民の多くは、出稼中百円を郷里に送り、百円を会社に預け、五十円は雇主に預け、百円を懐中にして家に還れりといふ。是れ三年間三十六ケ月にて空手三百五十円を儲け得たるものといふべく、五百人の得たるものを合算せば十七万五千円、すなわち日本帝国は十七万五千円をクインスランドより収めたるなり。移住民の功豈また大ならずや。(殖民協会報告第40号)」

以上のように、日本人の吉佐移民会社による約500人の豪州クイーンズランド農業出稼移民は、高給を稼ぎ(当時レートで1ポンドが約10円であるので、1カ月の賃金2ポンドから3ポンドは日本円で20円から30円となることから、日本の平均的農家の収入(1年間で15円から20円以内)の約10倍を超える金額となる)、契約期間が満了した後も170人は契約を更新してクイーンズランドに残ったことなどから、個人にとっても日本にとってもほぼ成功であったとしている。

その後、横浜移民合資会社、神戸渡航会社等の移民会社もオーストラリアへの移民の取扱を開始し、木曜島の真珠貝採取移民などに送りだした<sup>(12)</sup>。なお、横浜移民合資会社<sup>(13)</sup> は設立(営業許可) 1893 (明治26) 年、資本金5万円、本店横浜、神戸渡航会社<sup>(14)</sup> は設立(営業許可) 1894 (明治27) 年、資本金3万円、本店神戸にある移民会社であった。

1897 (明治30) 年には、約900人の日本人がクイーンズランド州の砂糖キビ労働者として従事した。この砂糖キビ労働移民の条件は、契約年限3か年、一日10時間労働(土曜日のみ8時間)、日曜祭日休業、賃金1か月30シリング(熟練してからで最初は20シリング)程度、衣食住および医薬費雇主負担、往復旅費雇主負担が一般的であった(15)。

1892 (明治25) 年から1902 (明治35) 年まで、日本の移民会社によってクイーンズランド州の砂糖キビ労働者として送り出された日本人契約移民の総計は、約2,600人であったとしている(16)。ケアンズ (Cairns) などクイーンズランド州各地で、日本人移民は働いた。

### 第2節 オーストラリアへの日本人の真珠 貝採取移民

#### 1 木曜島への真珠貝採取日本人移民

木曜島(Thursday Island)は、オーストラリアとニューギニア島の間にあるアラフラ海のトレス海峡にある小島である。トレス海峡は、浅海に広大な珊瑚礁が広がり、自然豊かなところである。木曜島は、太平洋のジブラルタルともいわれた海上の要所である。木曜島は、オーストラリアの最北端のヨーク岬から近い場所にある小さな島である。その付近には、多数の小島が散在する。アラフラ海一帯は、昔から真珠貝採取事業でも有名であった(17)。小型帆船の採取船は、木曜島を本拠地として、その付近や遠洋のアラフル海、トレス海峡で真珠貝の採取を行った。

図表 1 は、戦前期のオーストラリア・南洋地域と真珠貝採取船の主要な航路を表した地図である。

真珠貝採取は、この木曜島にほかに、オーストラリアのアラフラ海沿岸のブルームとダーウィン、南洋群島のパラオ、蘭領印度(現在のインドネシア)アル諸島のドボ、およびフィリピン(スル諸島のホロ島が中心)が戦前期での主要な産地であった。1936(昭和11)年後当時、この6か所の産地が、真珠貝の世界総生産額の約95%を漁獲していた<sup>(18)</sup>。

オーストラリアで採取された真珠貝(白蝶貝、アコヤガイ)は、装飾用品、貝細工材料の外に、高級洋服ボタン(貝ボタン)、ナイフの柄等の材料として使用され、真珠貝の中に稀に出る真珠玉(宝石の天然パール)は副産物、副収入として貴重であった。

木曜島は、オーストラリアの最北端に位置す る小さな島であるが、明治の始め頃からアース トラリア人経営者を中心とした真珠貝採取事業 が盛んとなった。その理由として、木曜島はト レス諸島でのオーストラリア統治の拠点となっ たこと、良好な輸出港があったこと、等のため である。また、1891 (明治24) 年、豪州クイー ンズランド州の真珠貝採取に関連する漁業法の 改正により、木曜島のポート・ケネディ港が真 珠貝の輸出港に指定されたこともある(19)。木 曜島は、かつて「太平洋の魔窟」とよばれていて、 多くの民族の者が集まる人種のるつぼで、成功 者は湯水のように金銭を使っていたという。最 初のうちは浅海から真珠貝を採取したが、しだ いに数十メートルの深海へと手を伸ばすように なり、裸潜水夫、後に本格的な潜水道具や潜水 衣を身に着けた潜水夫による採取へと変わって いった (20)。このため、潜水病やサメに襲われ るなど、危険や犠牲者も多かった。

木曜島などのオーストラリアでは、当初は、欧州人、現地民、中国人などを真珠貝採取者として使用していたが、あまり適さなかった。それで、潜水夫(ダイバー)として日本人に注目したところ、日本人が優秀であることがわかり、明治の初期から多くの日本人を海外移民として受け入れた。日本人移民の多くは、期間が限定された海外出稼ぎ労働者であったが、移民としてオーストラリアに長く暮らしたり帰化した者もあった。

日本人が、オーストラリアに渡航し現地で暮らすようになったのは明治初年頃で、1872(明治5)年、1873(明治6)年には、日本人の船員、娘子軍(からゆきさん、海外での日本人娼婦)あがりのものがいたとされる<sup>(21)</sup>。1877(明治10)年頃から、真珠貝採取の潜水夫を中心とした日本人がオーストラリアに渡るようになった。1883(明治16)年に外務省の正式な許可を得て木曜島に渡豪した時には、日本人が英国人に雇われて働いていた者が57人いたという証言もある<sup>(22)</sup>。

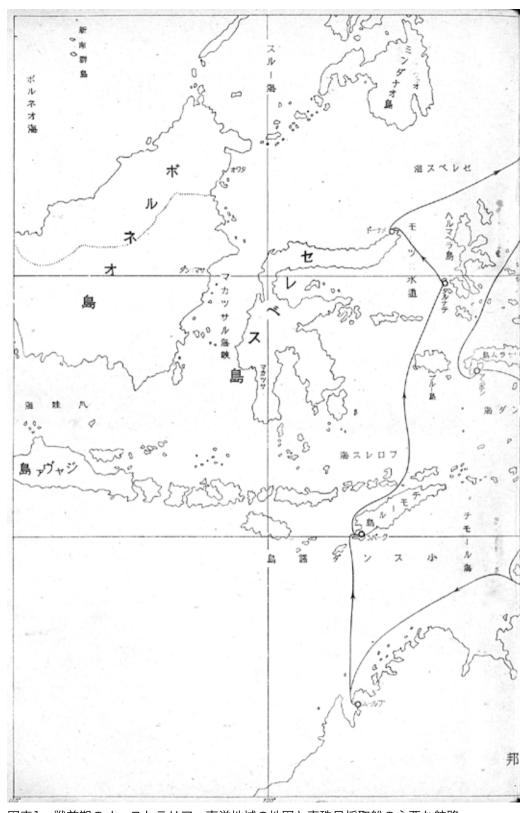
木曜島での日本人移民は、和歌山県出身者が

多かった。紀州和歌山は、歴史的に漁村での出稼ぎという伝統があった。紀州の漁村では、中世においては熊野三山を、近世においては諸方面に出稼ぎし、関東漁場は紀州漁業によって開かれたといっても過言でないとされる<sup>(23)</sup>。紀州地方の漁民の海外出稼ぎは、いわゆる鎖国を続けていた明治以前に遡るという<sup>(24)</sup>。このような、紀州和歌山漁業の出稼ぎの風習が、オーストラリアへの真珠貝採取への海外出稼ぎ移民の背景にあるであろう。さらに、紀州和歌山の太地は、古くから捕鯨でも有名で、早い時期から海外に目を向けていた。

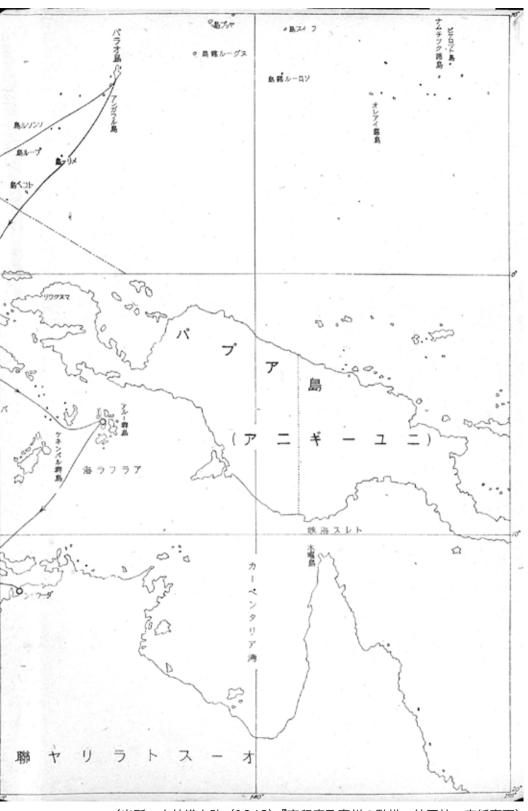
真珠貝採取は危険な仕事で、命を落とす者も少なくなかった。ダイバー(潜水夫)が海に潜り、テンダー(命綱持ち)はダイバーの命綱を船の上から管理し、水夫(甲板員)はエアーポンプ係をして船を安全に要領よく航海するという重要な仕事であるので、ダイバーと息を合わせて一体となって仕事をしないといけないこともあり、気の知れた同郷が多かった。このようなこともあり、真珠貝採取に長い歴史をもつ和歌山県の沿海地方からの日本人移民が木曜島には多かった。

# 2. 明治初期のオーストラリアへの真珠貝移民一野波小次郎、中川民治、中山奇琉、渡邉俊之助

オーストラリアの真珠貝移民は、1878(明治11)年頃、島根県人の野波小次郎(当時25歳前後)が水夫としてシドニーで外国船(真珠貝を採取する小型帆船であるラガー船)に乗り込み、オーストラリアのヨーク岬の北、トレス海峡に位置する木曜島で下船し、後に潜水夫となり、真珠貝採取を始めたのが先駆であるといわれている(野波小次郎が豪州の木曜島に来たのは明治7年、あるいは明治9年であったとする説もある (25)。野波小次郎は、1874(明治7)年頃、英国商船の水夫の職になり、同年横浜を出発し欧米諸国沿海の航海に従事していた。木曜島へ来ると野波は潜水師(採貝船の長で潜水夫)となることを望んだが、雇主のイギリス人は顔が中国人に似ていることから人種的に海底



図表1 戦前期のオーストラリア・南洋地域の地図と真珠貝採取船の主要な航路



(出所:小林織之助(1942)『東印度及豪州の點描』統正社、表紙裏頁)

の業に耐えられないとして野波の要求を拒絶した。しかし、野波は綱持(テンダー)になることはできた。その後、野波はマレー人の手助けを得て、自ら潜水師となり、採貝の事業に着手することができるようになった。野波の潜水の技量は、在留日本人の上に凌駕し、他の潜水師の倍の量の採貝を行ったことから、雇主の信用は大いに上がり、「ジャパニーズ・ノナ」なる異名で知れ渡った。野波は、当時、年齢42歳、身体は壮健で働き盛りであった。その後、野波は数千円の大金を得て、日本に帰国したという(26)。

1880 (明治13) 年頃に埼玉県人の田中安太郎、1881 (明治14) 年頃に兵庫県人の中川民治、横浜出身の小沢由太郎、1882 (明治15) 年頃に和歌山県人の中山奇琉、広島県人の渡邉俊之助などが、木曜島にやってきた。これらの日本人も多くは外国船の水夫であった (27)。

田中安太郎は、埼玉県人鴻巣町の出身で、1880 (明治13)、木曜島に来た。木曜島では玉 突業 (ビリヤード業)を営み、78歳に現地で 死亡 (木曜島に墓がある)した。妻の田中サオ は、長崎県出身で、1971 (昭和46)年まで木曜島で約80年間の長きにわたり生活し、97歳の長寿で木曜島にて死亡した (28)。

中川民治は、木曜島に来る前は英国商船の料 理人であった。豪州航行の途中ニューギニアに 寄港した際、英国人船長とその夫人が現地人に 刺殺された事件が起きた。中川は料理人の職で あったがこれに憤慨し、直ちに船長の短銃を手 にして、襲撃した現地人を、英人機関士と共に 撃破した。中川は頭部にけがをしたが、無事船 舶はオーストラリアのブリスベンに着くことが できた。この勇敢な日本人中川の貢献について オーストラリアの新聞で紹介され、評判となり、 大いに賞賛された。その後、1881 (明治14) 年に中川は木曜島に来た。中川は、元来身長が 低く、真珠貝採取には適さないと思い、販売や サービス業などを行った。木曜島に旅館と2か 所の大きな玉突 (ビリヤード) 場を経営するな どで大いに繁盛した<sup>(29)</sup>。中川は、通称「トミー・ ジャパン」と呼ばれ、英語に堪能で、旅館を経

営しながら、日本人のために尽くし、キリスト教の洗礼を受けたという (30)。中川は、当時の現地在留日本人には珍しく、長崎生まれの日本人女性「しめ」と1885 (明治18) 年に木曜島で結婚している (31)。

小沢由太郎は、神奈川県横浜出身で、1881 (明治14) 年、オーストラリアに来て、潜水夫として働いた。小沢は28歳の若さで1887 (明治20) 年5月、トレス海峡諸島で木曜島に近いワイウェール島で死亡した。この島に、立派な大理石の墓碑が残っている (32)。

中山奇琉は、和歌山県和歌山市の出身で、 1882 (明治15) 年木曜島に来て潜水師となった。中山は、数多くの潜水夫を養成し、また和歌山県渡航の誘導者として多くの功績がある。

渡邉俊之助は、広島県広島市の士族出身で、 1882 (明治15) 年木曜島に来て潜水師となった。渡邉は、木曜島の日本人の中で資産家として知られ、採貝船などを数隻所有していた (33)。

### 3. 英国人ジョン・ミラーによる木曜島への移 民と増田萬吉

イギリス人で木曜島の船長でプリンス・オブ・ ウェールス島に本社を置くオーストラリア真珠 会社(Australasian Peal Company)の経営者 であった英国人ジョン・ミラー (John Miller) は、木曜島にいた野波小次郎などを見て日本人 が潜水夫などに適していると感じ、日本人を雇 い入れるため日本に行った。ジョン・ミラーは、 1883 (明治16) 年、日本人を雇い入れ、真珠 貝採取に従事する契約移民として37人が木曜 島に移住した。その内訳は、潜水夫6人、生綱 取り(命綱持ち)6人、エアーポンプ係の水夫 24人、通訳1人であった。この37人の木曜島へ の移民 (35) は、日本の外務省の正式な許可を得 て出かけて行った明治維新後の最初の海外出 稼ぎ移民であった。その後に1885 (明治18) 年、官約移民としてハワイ移民が始まるのであ る。すなわち、ミラーによる木曜島移民の以前 に、ハワイ、グアム等に日本移民が行われたが いずれも日本に在留する外国人により誘致され

たもので、正式に政府より許可されたものでは なかった<sup>(36)</sup>。この最初の木曜島への日本人移 民の経緯は以下のようである。

1883 (明治16) 年4月、英国領事ロッセル・ ロバートソンより日本政府に対してオーストラ リアの真珠貝採取のための日本人潜水夫の雇い 入れに関する照会があった<sup>(37)</sup>。それで、1883 (明治16) 年5月、ジョン・ミラーは在英国横 浜総領事を経て、紳奈川県令に許可を願い出た。 また、横浜市石川仲町在住の増田萬吉に採貝に 従事すべき潜水夫およびその手伝い人の周旋を 依頼した。増田萬吉はこれを引受けると同時に、 移民雇用に関する契約案を神奈川県令に差出 し、県令はその許否如何を外務省公信局長に伺 い出た。外務省は雇主の義務を負担すべき確実 な保証人があれば、許可しても良いということ になった。この手続きや募集に日時を要し、移 民が実際に渡航したのは1883 (明治16) 年10 月のことである。この最初の木曜島移民は、同 年10月18日夜11時ごろに横浜港をキューバ号 で出帆し、香港、ダーウィンを経由して、同年 11月14日、木曜島に着いた<sup>(38)</sup>。これより小船 で、木曜島から約1キロの距離にあるプリンス・ オブ・ウィールズ島のジョン・ミラーの漁業基 地に上陸した (39)。

その中には、後に木曜島で成功した日本人、 千葉県房州出身の鈴木興助、和歌山県出身の尾 崎喜平らもいた。鈴木興助は、潜水師として渡 豪し、他の日本人の多くが木曜島を契約満了後 帰国したが、尾崎は長く現地に留まった。尾崎 喜平は、後に採貝船を所有し、資産大にして、 和歌山県移民の先覚者であった<sup>(40)</sup>。

この木曜島移民の契約は、期間が2年間、1か月の賃金が、潜水夫50ドル、命綱持ち(テンダー)20ドル、通訳15ドル、水夫10ドルであった。潜水夫には貝の採取量1トンにつき50ドルの歩合も付いた。また、往航および満期帰国の旅費はすべて雇主負担、就業時間は晴天の時1日10時間、治療費と病気のため帰国する時は雇主負担などが規定されていた。さらに、支度金として、2か月分の給料が前払いされた。

この木曜島移民の給料は、日本の平均的な所得に比較するとかなり高額であった。この木曜島契約移民は、日本の外務省の正式な許可を得た最初の海外移民である。しかし、この日本人移民は、海上に浮かぶ小舟での生活で、潜水作業は厳しく、医療事情も悪かったため (41) (当初は木曜島に1人の医師もいなかった)、不満を抱く者も多かった(42)。すなわち、舟での生活であったので、夜寝るときも揺れて、酔いで体を壊すものもいた。また、日差しが強く、暑い日が多かったので、この天気で病気になったもの多かった。このような環境のため、日本に帰国させてくれと願い出た者もいたという。この日本人移民は、木曜島での不満を以下のように記している (43)。

「日本でする漁業と違う。昼も夜も海にいるとは思ってもみなかったことだ。食料がなくなっても、風がなければ雇い主の所へ行けない。水がなくなれば、雨が降るのを待たねばならない。これまでにも、しばしばそうせざるを得なかった。船は、くる夜もくる夜も沖で錨を下ろす。(中略) おれ達は、波が船に流れ込むまで働き続ける。」

「中には、生まれてこのかた船に乗ったことのない者もいる。七割は、船酔いしたり足腰がきかなかったりして、波が少しでもあると、朝から参ってしまい、一日中そのまま、という状態。(中略) まるで、海に病人を連れていくようなものだ。」

1885 (明治18) 年11月、この木曜島への37 人の海外出稼ぎ契約に満潮となり、16人が日本に帰国し、6人が雇主と改約して現地に残留 した。なお、10名は病気のため途中帰国し、5 人が現地で死亡している<sup>(44)</sup>。

外国会社の仲介(不法なものもあったようである)などで、木曜島に少数の日本人の渡航があり、1891(明治16)年には、在留日本人は170-180人程度であった。1884(明治17)年

には神戸のフイロン・ロー商会 (Feason Low & Co.) の依頼により、神戸の武田長兵衛と松 村作太郎の両名が募集し、和歌山県人を中心に 69名が木曜島などに渡った。この日本人渡航 者は、正式旅券を持ち、英人オリオンが香港経 由で引率した。このフイロン・ロー商会は、香 港(ギブ・リビストン商会)や豪州木曜島(バ ンス・フィルプ商会) などの外国商社の依頼に より、日本人真珠貝採取労働者の雇い入れを仲 介したのであるが、その契約と実際の待遇でか なり問題もあったようである (45)。この渡豪者 の4人は、現地で病気のため死亡している(46)。 また、同年1884 (明治17) 年、イギリス人船 長のデテルという者が、日本で採貝者を探して いて、和歌山県の潮岬、串本、田並などの地方 の潜水に経験のある30人が木曜島に渡豪した。 その渡航の引率者は、横浜の増田萬吉であった (47)

# 4. オーストラリアのメルボルンに在住した日本領事マークスと木曜島日本人

アレキサンダー・マークスは、英系オーストラリア人であり、アメリカで教育を受け、1859 (安政6)年に来日して横浜で商売を始めたが、1872 (明治5)年にメルボルンに戻り、1879 (明治12)年11月にオーストラリアのメルボルン在住名誉日本領事となった (48)。日本外務省は、1885 (明治18)年5月にメルボルンに在住する名誉領事マークスを、クィーンズランド出稼ぎの日本人保護のために、この地方を兼轄させた。なお、マークスは、1902 (明治35)年まで名誉領事を務め、日本政府から叙勲も受けている。

神戸のフイロン・ロー商会などにより雇われた木曜島在住日本人などは、契約と現地待遇の相違に対する不満を名誉領事マークスにも訴えている。マークスは、日本外務省の命により1884(明治17)年メルボルンを出発し、翌年1月木曜島に着き、日本人の状況を調査し、外務省に報告している。マークスは、イロン・ロー商会は問題のある企業であること、木曜島に医

師が一人もいないため医師を置くこと、等をオーストラリアの真珠貝採取会社に警告したこと、などを報告している <sup>(49)</sup>。マークスは、日本外務省に対して、木曜島の医療事情、および神戸のイギリスの仲介会社(フイロン・ロー商会)について以下のように報告している <sup>(50)</sup>。

「男は海で病気になると、陸に上がって治療を求める。雇用者がおいそれと認めない場合もある。少しでも診断が難しければ、仮病を使ったと叱責して男を作業に戻す。これが出来なければ、貝を貯蔵するために使われるみすぼらしい小屋に男を押し込んで、病気と関係のない薬をやると、それ以上何の注意も払わない。まるで獣並みの扱いだ。病人にできることといえば、死を待つのみである。」

「フイロン・ロー商会に雇われた二人の男の書類を同封する。同社は男を思惑で買い、真珠貝漁場に送り込んで儲けているが、男であれば、そして儲けになれば、いかに不適任な者でも良しとしている。二人の男、トクジロウ(徳二郎)とタキチ(太吉)は大工で、従事する仕事の内容を知らなかった。このように知らないまま雇われた者が約五十人いる。」

以上のように、マークスは、オーストラリア での日本人移民の待遇・地位向上に名誉日本領 事として大きな役割を果たした。

服部徹 (1894)『南球之新殖民』によると、木曜島への日本人の来着者は、1891 (明治24) 年が12人、1892 (明治25) 年が100人、1893 (明治26) 年が264人となっている。1892 (明治25)、1893 (明治26) 年頃から日本人の渡航者が激増した。1894 (明治27) 年には、日本人のオーストラリア滞在者は456人となった (51)。この頃に木曜島などへの日本人が増えたのは、帰国した渡豪者の話によるものとか、前述した横浜市町在住の増田萬吉がその頃、大島、串本などの和歌山県に滞在し、付近の町村を斡旋・仲介したこと、などのためのようである

(52)。和歌山県串本町史によると、1884 (明治 17)年、和歌山県串本町出身の前田兵次郎が木曜島に潜水夫として渡豪し、3年後に約200円という大金を携えて帰国したという。これが、町内の大評判になり、われもわれもと先を争って豪州渡航者が増加し、1894 (明治27)年には串本町からの渡航者が100人を突破していたという (53)。また、別の町の和歌山県田並村でも、1889 (明治22)年に帰国した海老名寅吉は、その当時、寺の鐘楼を立てるのに1人でその建築費の半分の約100円を寄付して村内の大評判となり、これが機縁となって田並村からの渡航熱が高まったという (54)。

## 5. 多彩な木曜島日本人移民と日本人会の設立 一岡本克馬、岡村百槌、松岡好一

明治初期の木曜島の日本人移民には、個性的 な人物が多くいた。

高知県高知市出身の岡本克馬は、1884年(明治17)年頃木曜島に潜水夫として渡豪し、1894(明治27)年当時、岡本採貝船組合とも称すべき結合的組織として採取船12隻を有する日本人移民のリーダーの一人として活躍した。また、山口県長州出身の岡村百槌は、1888年(明治21)年頃木曜島に潜水夫として渡豪し、自由労働者の一巨頭として活躍した。「550」。

1887 (明治20) 年代初頭頃、木曜島に「日本人倶楽部」、「日本人会」ができた。日本人会の設立目的と1894 (明治27) 年頃の状況について、以下のような記録がある (56)。

「本島在留の日本人は疾くに共同団結して、緩 急相救い内には各自の利益を図義し、外には白 人の軽侮を防ぎ、以て日本人の威厳と名誉とを 保有するの必要を感じ、響き同志者相謀って一 つの倶楽部を設立し其会員今や三百六十余名の 多数に達したり。」

この日本人倶楽部は、後に木曜島日本人会となった。この日本人会が中心となって、在留日本人の保護や権利等を守るために、1894(明

治27)年、日本の外務省に対して領事館設置を願い出ている。その中心になった人物が松岡好一である。松岡は、1894(明治27)年、木曜島在留日本人総代として、外務省に対して「帝国領事館設置請願書」を提出し、後にオーストラリアのタウンスビルに日本領事館が設置されることとなった (57)。

松岡好一は、1865 (慶応1) 年、長野県安曇野に生れた。松岡は、東京の芝の温知学舎で漢学を学び、後に東洋自由新聞社の記者となった。1883 (明治16) 年、松岡は小笠原島に渡り、小学校の教師となる。その後、木曜島に渡り、日本人居留民団長となった。

当時、オーストラリアには、木曜島から遠く離れたメルボルンに日本領事館があるだけであった。木曜島には、500余名に日本人が商業、真珠貝採取などに従事して独立の生計を為す労働に服していた。帝国領事館設置請願書では、白人が支配している状況で英語等に不自由な日本人の権利を保護すること、現地での日本人の財産を保護すること、現領事館は木曜島から遠いメルボルンにあること、などのために、ニューギニアに近接しオーストラリア全土の北門であるクイーンズランド州に領事館を設置することが必要であると請願した。

松岡好一は、その後木曜島で活躍したが、1897 (明治30) 年にオーストラリアの木曜島を離れ、香港に赴いた。香港で宮崎滔天や平山周等と交流し、旅館「日本館」を経営した。1916 (大正5) 年、日刊新聞「南国報」を発行するため、一時日本に帰国したが、翌年の1917 (大正6) 年、神戸で亡くなった (58)。

### 6. 木曜島などオーストラリアへの真珠貝採取 移民と和歌山県人

1884 (明治17) 年、「オリヤン」という外国人が神戸より70余名の日本人を契約移民としてオーストラリアの木曜島に送り、その多くが紀州和歌山の出身であった。その後、木曜島やブルームなどの西オーストラリアに渡航した日本人は、移民会社によるものではない自由渡航

者も多くなり、特に木曜島では、和歌山県出身 者(和歌山県の沿岸地方、特に串本、潮岬、大 島、有田、和深、田並、すさみ、太地、宇久井、 三輪などの町が多かった)が多く自由渡航した。 日本人の真珠貝採取の潜水者は優秀で現地で好 まれていて、賃金も高かった。そしてオースト ラリアに渡航し真珠貝採取をした和歌山県人が 高額のお金を稼いで郷里に帰って、大いに真珠 貝採取者として働くことの利益を吹聴したので、 それが強い誘引となって、和歌山県南部の海岸 地方から腕に覚えのある者たちが次々オースト ラリに渡航した。1892 (明治26) 年、1894 (明 治27) 年頃に木曜島に在留する日本人は総数 450-460人程度で、紀州和歌山県人が約300人、 長崎県人が約40人、広島県人が約30人程度で、 和歌山出身者が約3分の2を占めていた(59)。

渡邉勘十郎『豪州探検報告書』によると、1893 (明治26) 年頃、木曜島には日本人が営む30余の採貝船、1つの倶楽部 (1893 (明治26) 年1月設立の日本人倶楽部)、1つの病院 (1名の日本人医師がいたとされる)、5つの商家、1つの造船所 (木造の10—15トン程度小型船製作所)があったとしている (60)。服部徹 (1894)『南球之新殖民』によると、1894 (明治27)年頃、木曜島には、日本雑貨小売店3戸、旅館1戸、飲食店3戸、玉突場 (ビリヤード) 3戸、日本人倶楽部1戸、洗濯屋1戸、あったとしている (61)。

当時、オーストラリアにおける労働条件、当時の国内における条件に比べれば、遙かに有利であったので、契約期間が満了して帰国したとき、日本人の移民たちは相当の金を残していた。真珠貝採取者の中には、僅か数年間に自分で採貝船を所有して独立して真珠貝採取業を営む者さえ出てきた。それゆえ、オーストラリア行を希望する移民は増加する一方で、当時オーストラリアは、アメリカ、ハワイと並んで日本の海外渡航者の最も重要な移民地となった。このような日本人のオーストラリア渡航者の中に、長く留まり、現地事業で成功した佐藤寅次朗のような者もいた。

1887 (明治20) 年頃には、契約満期で帰国

する人も多くなり、これらの人々の話を聞いて渡航者がにわかに旺盛となった。以来、毎年ブルームを含むオーストラリアに渡航する者が増加し、1894(明治27)年頃には和歌山県の潮岬一村からでも100人以上に及んだとされる。男一匹として、海外に出かけないようなものは甲斐性なしとして村民から罵られたという (62)。

### 7. 和歌山の組合渡航の制度

オーストラリアの真珠貝採取移民の中で、和歌山県人が多い理由として、「組合渡航」という制度の存在がある。紀州人は団結心が強い傾向がある。紀州の資産家などの出資者は、オーストラリア渡航希望者に対して、旅費と支度を貸す。一人当たり100円から120-130円程度を貸すのであるが、これは個人に貸すのでなくて、十人以上よりなる「出稼組合」に貸すのでならず、その各一人につき必ず親戚の保障をつけなければならない。そしてもし組合員中、死亡、その他の事故があるときは、残組合員においてその分を負担し、残組合員は更にこれを、当該組合員の親戚に請求する仕組みである。出資者との契約は3か年であった。

以下が、1892 (明治25) 年の紀州人のオーストラリアへの出稼ぎに関する組合渡航出資者との契約書の1例である <sup>(63)</sup>。

#### 「結約書

某々組

#### 海外出稼人定約証

今般和歌山県西牟婁郡本村某外三名を甲者と し全県全郡全村外十三名を乙者とし某々組と称 し共算組合を以て左の条々を締約す。

第1条 申者金一千四百五十円を乙者へ貸与し 乙者は該金を以て渡航費並衣食費と豪大陸へ出 稼するものとす。

第2条 乙者労働金は往復渡航費を引去りたる 残額高十分の四を申者出金利子及び監督員の給 料として申者へ収入す、尤も乙者は該十分の六 を各平等に分配し、申者は十分の四の内監督員 給料及び諸費を引去りたる各出金に分割す、尤 も第1条外の出資と雖もこの組合に係る出金は 算入するものとする。

但し申者支出の元金は引去りたる渡航費金の内 を以て返却するものとす。

第3条 乙者出稼中都合に依り水産事業其他商業を為す時は、其損益を折半し甲者と乙者監督人某と各負担収入すべし、甲者は其負担収入額を各其出資額に応じ分配し監督員の給料を要せず、乙者監督人は其負担収入高の内実業地に於いて乙者一同と共協議し以て分配の歩合を定むべし。

但、出稼地に於て起す事業に対する資本は其地 にて乙者の収入金を以て是につるものなれば甲 者は第1条出資の外出金をささず。

第4条 己者は身体の生命保険を受くべし、該 掛金は第1条の支出金の内を以て甲者より年期 中支出すべし、もし不幸にして年期中に死亡す る者ある時は乙者より通知により甲者は其保険 金を受取り計算の節労働収入金に差加え第2条 に依り分配す。

但保険契約年期中と雖も都合を以て掛金を停止 することあるべし。

第5条 送金は、可成至急の法を以て乙者より 甲者へ送金すべし、假令ひ少額の金と雖も自家 或は其他へ私に送金するを得ず。

但申者は其送金を領収せは郵便貯金又はその他 の法を以て利殖法を計るべし。

第6条 乙者は毎月々表を製し乙者の異動の収入金及び商業其の他の景況を記入し甲者へ送付すべし。

第7条 乙者は出稼中自費なると社費なるとを問わず乙者一同承諾あるにあらざれば金銭を消費するを得ず、故に止むを得ざる費用たりとも乙者一同申合の決定に依るべし。

第8条 乙者豪国在留中疾病又不幸にして死亡により欠勤あるも其益金の分配は他の乙者と同等に当人又は其の遺族へ分配すべし、故に疾病死亡の諸費は其の乙者又は其の乙者遺族の負担とし分配金に引去さるべし、尤も其の費用分配に超過するときは其の超過額は当組より支出す

べし。

但、疾病により帰国する者あるときは其の超過 額は帰国費用は当組にて支出し損益分配は出稼 地発途の日より除名する、尤も計算は乙者一同 の帰国のまでにあらざれば清算せず。

第9条 甲者は乙者某を以て代理人と定め乙者を監督せしむ、故に乙者は総て監督人の指揮に従うべし、但監督者の給料は第2条甲者主益金の内二歩(即ち一百円に付二十円なり)を給与すべし、もし監督増員するときは該二歩の内を以て支談取極むべし。

第10条 甲者中勤労抜群にして収益非常なる ものは甲乙協議の上相当賞与金なすべし。

第11条 乙者豪国出稼中金銭曖昧或は故なく して欠勤三十日以上に及び、又は我日本帝国並 に在留国の法律に違犯し此契約に違背するもの は分配金の全額叉は幾分を没収することあるべ し。

但没収すべき金額は甲乙の評定の上取極むべし。 右の条々取極めたる証拠として二通を作り甲乙 各一通を保管すべし依って左に署名捺印するも の也。

 明治二十五年十二月十三日

 甲者
 某

 乙者
 某

 右親族
 某

以上の海外出稼人定約証が当時のオーストラリア木曜島への真珠貝採取の代表的なものであるので、組合渡航について詳しくみてみよう。

組合渡航は、共算組合として契約を締結し、複数の出資者と複数の渡航者との間の金銭貸与によるものである。そのため、渡航者個人との契約ではなく、渡航者と出資者すべてとの間の契約となる。第1条において、和歌山県西牟婁郡本村の三名を出資者と十三名との渡航者との締約で、1,450円を渡航者に貸与し、このお金で渡航費および衣食費を賄い豪州へ出稼する、と規定している。第2条において、出稼人の稼いだ収入は往復渡航費を差し引いた残額高の4割を出資者の利子および監督員の給料とし

て分配し、その6割を出稼人に各平等に分配す る、と規定している。第3条において、出稼人 が途中に本人の都合により水産事業やその他の 商業を行う時にも、その収入の規定された一部 を出資者および監督員に分配する、と規定して いる。第4条において、出稼人は生命保険かけ る必要があり、もし年期中に出稼人が死亡する 時はその保険金を出稼人が受取り、第2条の規 定により分配する、と規定している。第5条に おいて、出稼中収入のあり次第、日本への送金 は出来るだけ早く出資者へ送金し、少額といえ ども自家あるいはその他へ私的に送金すること はできない、と規定している。第6条において、 出稼人は毎月その収入金および商業その他の状 況を記入し出資者に送付する、と規定してい る。第7条において、出稼人は出稼中自費や社 費を問わず出資者一同の承諾がなければ金銭を 消費することができない、と規定している。第 8条において、出稼人が豪州在留中に疾病また は死亡した場合その益金は原則として当人また その遺族へ分配する、と規定している。第9条 において、出資者は出稼人の監督者を定め、監 督者の給料総額は第2条出資者益金のうち2割 を給与とする、と規定している。第10条にお いて、出稼人中で勤労が抜群で収益が高い者は、 双方の協議の上相当賞与金を与える、と規定し ている。第11条において、出稼人の中で金銭 曖昧な者、欠勤が多い者、日本や豪州の法律に 違反した者、または本契約に違反した者は、分 配金の全額またはその一部を没収することもあ る、と規定している。

以上のように組合渡航は封建的とさえいえるものであった。そのため、和歌山県人のオーストラリア渡航者が、すべてこの組合渡航に依っていたということではない。自ら別の方法で渡航した者もかなりいた。すなわち、移民会社の取扱による渡航や、もっと自由な立場で渡航する者である (64)。

和歌山での渡豪の際の移民会社として、和歌山紀州の田辺町に本拠を置く「厚生移民株式会社」および串本町を中心として活躍した「森岡

真」が重要であった。厚生移民会社は、営業許可年1897 (明治30) 年3月、資本金50,000円、保証金10,000円、重役は佐山正治と小切間権右衛門となっている。森岡真は、移民会社であるが移民取扱人の名を称し、営業所の所在地は東京、営業許可年は1894 (明治27) 年10月、資本金8,000円、保証金10,000円、重役は森岡真となっている (65)。この移民会社は、官僚出身で岩手県知事も務めた森岡真が、退職後に設立した会社であり、ハワイ、ブラジル等への移民仲介を行った。その他に、森島寿雄(営業所所在地東京、資本金50,000円)等があった。

この組合渡航は、渡航者にとっては厳しいものであったので、その後長続きはせず、しだいに斡旋業者、金融機関、会社、個人等との契約に代わっていった (66)。そして、多数のオーストラリア渡航者の中には、ある期間、採貝船で働いて、他の職業に転じた者もある。木曜島でも西オーストラリアでもこのような事例が少なくない。またそういう転職者でなく、多数の和歌山県人が活躍しているというので、初めから別な職業で、オーストラリアに渡航した者もかなりいた。職業としては、洗濯業、料理人、大工、商業、宿泊業、その他雑業、などがあった (67)。

#### 8. 木曜島の日本人真珠貝採取者の制度と状況

木曜島の真珠貝採取者の場合には、熟練を要しかつ危険を伴うので、条件も良かった。すなわち、契約3か年、労働時間は日出より日没を限度とする、日曜、祭日、天候危険の日は休業、賃金1か月初年30シリング、2年目35シリング、3年目40シリング、仕度科30円前貸し、病気の際は入院無料、往復旅費雇主負担というのが大体の標準であった。

1897 (明治30) 年頃、木曜島では、日本人が同島の採貝全従業員1,500人中900人と6割程度を占めるまでとなった。また、独立経営に従事する日本人も相当数出て、1898 (明治31) 年6月には日本人所有の真珠貝採取船は32隻、全島の真珠貝採取船数221隻の約15%に達した。

真珠貝採取船を所有する独立経営者は、舟を 日本人に貸すという貸舟経営をしていた人もい た。その代表が、次に詳しく述べる佐藤虎次朗 である。

さらに、借船制度により採貝を行っていた日本人もいた。借船制度は、一種の請負制度のようなもので、ダイバー(潜水夫)が船主から船、機械機器一切を無料で借り受け、水揚げした貝を規定の価格で船主に売却し、テンダー(命綱持ち)とクロー(甲板員)等の賃金、雑費等はダイバーが売上代金から払い、残額がダイバーの所得になるのである (68)。

木曜島での日本人の経営・就労形態は、①主に外国人(豪州や英国人)の雇用による労働者、②真珠貝採取船を所有する独立経営、③真珠貝採取船を貸す貸舟経営、④借船制度による借舟経営という、4つがあった。

年度	採貝船数 (隻)	採貝漁獲高 (トン)
1890 (明治23) 年	92	633
1891 (明治24) 年	126	769
1892 (明治25) 年	190	931
1893 (明治26) 年	210	1,214
1894(明治27)年	203	1,190
1895 (明治28) 年	204	873
1896 (明治29) 年	207	1,089
1897 (明治30) 年	223	1,223
1898(明治31)年	307	1,061
1899 (明治32) 年	319	1,200
1900 (明治33) 年	341	1,060
1901 (明治34) 年	331	867
1902 (明治35) 年	276	910
1903 (明治36) 年	301	908
1904 (明治37) 年	353	777

# 図表2 木曜島の別採貝船数と採貝漁獲高の推 移

(出所:外務省(1905)「木曜島ニ於ケル採貝業状況ニ関シ在タウンスヴィール領事ヨリ報告ノ件」、より著者作成)

図表2は、1890 (明治23) 年から1904 (明治37) 年までの木曜島の真珠貝採取漁業における、年度別採貝船数と採貝漁獲高 (トン) の推移である。なお、この数字は日本人のみではなく外国人も含む統計である。1893 (明治26)年から1900 (明治33) 年までをピークとして、真珠貝漁獲量が減少してきているが、採貝船数は増えている傾向がある。I 隻当たりの真珠採取量が少なくなってきている。1901 (明治34)年頃から真珠貝漁獲量が減少してきた理由として、1901年移民制限法の制定による影響、木曜島付近の真珠貝採取の乱獲による影響、木曜島付近の真珠貝採取の乱獲による資源の枯渇、真珠貝価格下落、などのためと考えられる。

木曜島の人口もその時期増加した。木曜島の陸上人口(真珠貝採取などの漁業者以外の人口)は、1890(明治23)年にはわずか526人であったが、1904(明治37)年にはその約3倍の1,619人となった。国籍別にみると、欧州人は270人から815人へ、日本人は22人より390人に、中国人は38人より126人へ増加した。木曜島の陸上で日本人は、商業、貿易、下宿業、旅館、理髪店、洗濯屋、医師、通訳、大工職、帆布職、家事労働、その他雑業、などに従事した。また、木曜島の輸出額は、1889(明治22)年には73,353ドルから、1904(明治37)年には131,095ドルに増加した。

国籍別	人数	割合 (%)
日本人	282	79.0
フィリピン人	29	8.1
マレー人	16	4.5
その他	30	8.4
合計	357	100.0

図表3 1904 (明治37) 年における木曜島の 潜水業者 (潜水夫)

(出所:外務省(1905)「木曜島ニ於ケル採貝業状況ニ関シ在タウンスヴイール領事ヨリ報告ノ件」、より著者作成)

図表3は、1904(明治37)年における木曜島の潜水業者(潜水夫)の数を国籍別にみたものである。木曜島での日本人の潜水夫は282人で、全潜水夫の79%を占めている。

国籍	人数	割合(%)
日本人(自由移民)	366	14.6
日本人(契約移民)	373	14.8
フィリピン人(自由移民)	175	7.0
フィリピン人(契約移民)	13	0.5
マレー人 (自由移民)	173	6.9
マレー人 (契約移民)	58	2.3
南太平洋島人	414	16.5
豪州本土人	154	6.1
トーレスストレート人	307	12.2
ニューギニア人	351	14.0
欧州人	68	2.7
その他	57	2.3
合計	2,509	100.0

## 図表4 1904 (明治37) 年における木曜島の 水夫(真珠貝採取船などの船員)

(出所:外務省(1905)「木曜島ニ於ケル採貝業状況ニ関シ在タウンスヴィール領事ヨリ報告ノ件」、より著者作成)

図表4は、1904(明治37)年における木曜島の水夫(真珠貝採取船などの船員)の人数を国籍別にみたものである。日本人の自由移民366人、契約移民373人を合計すると739人が当時の日本人水夫の人数で、全潜水夫の3割弱程度を占めている。

以上のように、1890 (明治23) 年から1904 (明治37) 年までの時期、木曜島の真珠貝採取漁業において、日本人はかなり活躍していたことがわかる。

木曜島移民の得た収入も多く、1年間の日本への平均送金額は1人当たり平均35-36万円で、このほか帰国の際に持ち帰るお金もあったので、かなりの高額な金を稼いでいた (69)。

なお、当時、木曜島などで問題になっていた

のは、醜業婦(からゆきさん、売春婦)の存在であった。1897(明治30)年頃に、木曜島には5つの醜業店と24人の醜業婦がいたという。この醜業婦の問題は、オーストラリアではたびたび問題として取り上げられ、日本領事館、日本人会、オーストラリア当局でも議論となった<sup>(70)</sup>。

### 9. 佐藤虎次朗

当時、木曜島で真珠貝採取船を所有する日本 人独立経営者の中で、特筆するべき人物は佐藤 虎次朗である。佐藤は、1893 (明治26) 年6 月頃にオーストラリアに渡り、真珠貝採取事業 が有望なることを確信し、同年11月に郷里の 和歌山に帰り、地元の若者を率いて、再びオー ストラリアの木曜島に渡った。木曜島では、真 珠貝採取事業と共に、造船事業と商店を営んだ。 その後、佐藤の真珠貝採取事業は成功し、最盛 期には自己所有の採取船が数十隻、1.800人の 配下を有し、年間10余万円の純益をあげてい た。佐藤は、日本人に対して借舟経営もかなり 行っていた。借舟経営とは、採取船や諸施設を 佐藤の会社が日本人潜水夫に貸し、その採取し た貝を佐藤の会社に収めさせ、その収益で採取 船や諸施設の費用、燃料費及び船員の給料など を潜水夫から支払うという、一種の下請け制度 である。佐藤は、木曜島の真珠貝採取のキング とも謳われていた。また、木曜島の日本人会の 会長も務めた。

佐藤虎次朗の人となりを見てみよう。佐藤は、明治元年、埼玉県児玉郡本泉村の茂木太平の三男として生まれた。小学校を卒業し、村塾で学び、小学校の助教を務めた。その後、横浜に出て豪南原商会に入る傍ら、英語を学んだ。1885 (明治18) 年8月に渡米し、苦学をして、1890 (明治23) 年に米国のミシガン大学を卒業し、米国法学士の学位を取得し、日本に帰国した。1891 (明治24) 年に和歌山県高池町の佐藤長右衛の令嬢と結婚して、同家の養子となった。そして、1893(明治26)年からオーストラリアの木曜島に夫人と共に渡り、採取貝事業を始めた (71)。

しかし、オーストラリア政府は、1901(明 治34)年、移民制限法の制定、および日本人 の新規真珠貝採取船所有と借舟経営を禁止した ため、やむなく大規模に借舟経営をしていた佐 藤虎次朗は日本に帰国した。

佐藤虎次朗は、日本に帰国してから、埼玉県から衆議院議員選挙に立候補し当選し、2期衆議院議員を務め、国政で活躍した。その後、横浜新報社を起して言論活動を積極的に行った。1903(明治36)年には、『新政経:世界政治の新傾向平和的進取の標榜』(大国民社)、および『支那啓発論』(横浜新報社)という著書を出版した。佐藤は、主著『新政経』において、以下のように記している (72)。

「支那大陸に次て南洋諸島は叉我国発展の好原野をなす、著者は嚮きに躬身ら南洋に於ける邦人発展の急務を思ひ、幾多の壮丁と共に木曜島に拠て眞個殖民事業の経営を期し、聊か微力を尽せることありき、不幸にして事志と差ひ、事業は端なくも英国臣民の反抗を招き、遂に当初の目的を達するに及ばずして己みしと雖も、同方面に於ける発展の余地は尚甚だ多きことを信じて疑はず。」

以上のように、佐藤はこれらの著作で、彼の体験に基づき南洋群島やアジアに対して日本の積極的な海外進出を主張した。1906(明治39)年には、勲四等を叙し、旭日章を授けられた。

日韓併合後に、佐藤虎次朗は朝鮮に渡り農林を経営し、同民会を組織し内鮮融和運動に貢献した。1927 (大正15) 年に朝鮮で兇徒の襲撃に遭うということもあり、1928 (昭和3) 年に朝鮮で死去した (73)。

佐藤虎次朗は、オーストラリアの木曜島に 渡った日本人として、戦前期の日本の海外発展 に大きな貢献を為した人物の1人であった。

# 10. 木曜島への日本人移民の増加と真珠貝採取の危険性

1897 (明治30) 年には、木曜島の真珠貝

採取者約1,500人中、日本人が約900人を占めるまでになり、独立経営に従事する者も10人以上となった。また、1898(明治31)年には、日本人所有の真珠貝採取船は32隻を数えるまでとなった。木曜島には、契約移民のみならず、和歌山県出身の多数の自由移民も多かった。このような自由移民の中には、いわゆる密航により渡航した者も少なくなかった。密航者は、香港、シンガポールなどの海外での日本人旅館による仲介によるものもあった (74)。

このように、木曜島などへの日本人真珠貝採取移民が増加したが、真珠貝採取、特に潜水夫(ダイバー)には多くの危険があり、命を落とすものも少なからずいた。潜水夫の危険は、潜水病などの病気、サメ、シャチ、ワニなどの危険生物、台風、暑さ、日差しなどの気候、原住民の襲撃、などがあった。

第1の潜水病などの病気は、ダイバーを悩ませた。潜水病は、深い海の潜水から海面に上がる時に起こす麻痺で、上昇中に窒素の気泡が身体の組織に入り、激しい痛みに襲われる病気である。真珠貝採取の初期には、治療することが難しかった。最初はダイバーに空気を手動ポンプで使い送っていたが、後に圧縮エアー・ポンプが導入され、ダイバーが深くまで潜るようになってから、ますます潜水病が増加した。1916 (大正5) 年に、英国ロンドンのヘインケ社が、真珠貝採取業の中心地である木曜島とブルームに減圧室を提供したことで、潜水病の治療が進み、死者の数は徐々に減少した。

第2のサメ、シャチ、ワニなどの危険生物の存在もあった。ダイバーが海の潜るとき、海の生物や魚からの攻撃もあった。特に危険なのは、サメ、シャチであった。川に近い所ではワニの存在もあった。

第3は、台風、暑さ、日差しなどの気候であった。海でのサイクロン(台風)、突風、高波による船の転覆や遭難なども遭遇した。また、木曜島のあたりは、7月から9月頃までが気候的には冬というものの気温は高く、一年中暑い。太陽の日差しも強烈で、紫外線はきわめて多い。

このような気候条件で、日本人移民は病気になる者もかなりいた。

第4は、原住民の襲撃であった。そうたびたびおこることではないが、好戦的な原住民による襲撃であった。陸に上陸した時に、槍やこん棒を持った原住民に迎えられ、時には原住民に殺され食べられてしまうということもあった。

以上のように、オーストラリアでの真珠貝採 取は非常に危険を伴い仕事であったので、現地 で亡くなる者もかなりいた。木曜島やブルーム などでは、日本人の墓が多く残っており、日本 人の歴史が偲ばれる。

オーストラリアの木曜島などの日本人の真珠 貝採取事業は、後述する白豪主義による外国人 移民制限などもあったが、明治、大正、昭和初 期までの第2次大戦前まで紆余曲折がありなが らも続けられた。

# 11. オーストラリアのブルームとダーウィンへの日本人移民一村上安吉、三瀬豊太郎、山本亀太郎

明治期から戦前昭和期まで、オーストラリアの木曜島以外でも、西豪州のブルーム、コサックと北部地域のダーウィン(現在のノーザンテリトリー)等へ、主に真珠貝採取を目的として多くの日本人がオーストラリアに渡った。

ダーウィンへは、1884 (明治17) 年頃和歌山県の串本町の岡田甚松が契約移民として渡豪している (75)。1897 (明治30) 年頃、ダーウィンの在住していた日本人は、男女含めて91人で、和歌山県人が多く、その内医者1人、下宿業5人を除く他の日本人は木曜島で採貝業に従事していた者である (76)。

ブルームには、1884 (明治17) -1885 (明治18) 年頃から、真珠貝採取などに従事する者として日本人が渡豪している。ブルームは、木曜島と同じく和歌山県人が多かった。その後、ブルームへの日本人は増え、日本人会もでき、日本人の倶楽部、商店、造船所、病院などができた。ブルームで活躍した日本人として、村上安吉、三瀬豊太郎、山本亀太郎、などがいた。

村上安吉は、和歌山県田並出身で、1897(明 治30) 年に17歳の時に西オーストラリアのコ サックに来た。同じ年に来て写真館を経営して いた西岡トマシに雇われ、後に養子となった。 村上安吉は、西岡の写真館の経営を引き継ぎコ サックとブルームに店を開いた。村上は英語も 堪能で、日本人の真珠貝採取事業の交渉や調停 等もこなしたので、現地日本人社会の代表にも なった。村上はオーストラリア人で真珠事業を 行なっていたアンシル・グレゴリーと密接な関 係を持ち、共同でホテル、タクシーなどの事業 も行った。また、真珠貝採取のダイバーが身に 着ける潜水服や水中呼吸装置などの改良を行い、 特許も申請している。村上は、長年にわたりブ ルームに滞在し、日本人社会の中心的人物とし て活躍した<sup>(77)</sup>。

三瀬豊太郎は、愛媛県出身で、1891 (明治 24) 年に外国船の船員として西オーストラリ アのブルームに来た。ブルームでは、真珠貝採 取のラガー船で雑役の船員として働き始めた。 三瀬は、T.MISE CENTRAL MARCHANTとい う名の商店、主に日本人を相手にした「伊予ハ ウス」として知られた宿泊所、などをブルーム で営み、ブルーム日本人会の有力なメンバーで あった。このようなブルームの宿泊所の経営者 は、ブルームで働いている日本人真珠貝採取労 働者に関する問題やトラブルを解決するために 雇用者と交渉することなども、日本人会と共に 尽力した。また、三瀬は日本人の仲間と共に、 1901 (明治34) 年に「西豪州愛媛合資銀行」、 1903 (明治36) 年に「在西豪州牧畜貯蓄株式 会社」を設立した。これは、主に日本人を対象 として預金、貸付などの業務を行った。1927(昭 和2)年に三瀬は蘭印のスラバヤでビールの製 造と販売という新規事業を始めた (78)。

山本亀太郎は、愛媛県出身で、1898(明治31)年頃、シンガポールで日本人の斡旋業者の紹介で、西オーストラリアのブルームに来た。ブルームでは、約3年間真珠貝採取の労働者として働き、1901(明治34)年に「移民制限法」が制定されたが、オーストラリアに残ることが

できた。山本は、K.YAMAMOTO CENTRAL STOREという名の商店、主に日本人真珠貝採取労働者を相手にした宿泊所、などをブルームで営んだ。また、三瀬豊太郎など共に「在西オーストラリア牧畜貯蓄株式会社」を設立したメンバーである。山本は、ブルーム日本人会の設立者にも三瀬などと共に尽力した。

その他に、ブルームで活躍した日本人として、岡本忠三郎、笠原ミノスケ、堀五郎吉などがいた。岡本忠三郎は、1894(明治27)年に西オーストラリアのブルームに来て、醤油の製造をブルームで行った (79)。笠原ミノスケは、自転車屋を営んでいた。堀五郎吉は、住宅などを建てる大工を、ブルームで営んだ (80)。

#### 12. 白豪主義と日本人移民の制限

クイーンズランド政府において排日運動が起 こり、1898 (明治31) 年には「真珠及海鼠漁 業法修正案」を発布し、英国国民でなければ クイーズランド州内において真珠貝海鼠漁業 船を所有し又は借船をして独立して経営する ことを禁止した。さらに、1901 (明治34) 年 7月にはオーストラリア連邦政府が移民制限法 (Immigration Restriction Act 1901) を制定 し、翌年1月より実施した<sup>(81)</sup>。このようなこ ともあり、日本人のオーストラリアへの渡航者 は減少した。特に、砂糖キビ労働者としての日 本人移民は全面的に禁止されることとなった。 この連邦政府の法では、オーストラリア入国の 前提条件として、ヨーロッパ言語の聞き取り試 験が義務づけられていたため、移民や出稼ぎ者 として入国できるのは、実質的にヨーロッパ人 に限られることになった。いわゆるオーストラ リアの「白豪主義」で、日本人を含めたアジア 人を排除するものであった。

しかし、木曜島などの真珠貝採取者の日本人移民については、例外として、年間一定の数だけオーストラリア政府の許可を得て移民することが出来た。すなわち、連邦政府は1902(明治35)年、真珠貝採取業では有色人労働者を、一人当たり200ドルの保証金(後に2,000ドル

に変更)で、3年契約の終了後は本国への帰還という条件で、許可制で雇用できることとした。ただし、日本人を含む外国人の新規の真珠貝採取船の所有、および借舟経営を禁止した。また、木曜島などのクィーンズランド州では、夫人を日本から呼び寄せすることができず、夫婦同棲が認可されなかった<sup>(82)</sup>。

このようなこともあり、木曜島で有力者であった佐藤虎次朗は日本に帰国し、太田慕三朗はフィリピンへ、小嶺磯吉はニューギニアへ移った。また、日本人の中には、造船業やナマコ採集に転じる者もいた。また、オーストラリア以外の南洋に拠点を移す者もいた。

当時、オーストラリアで真珠貝採取者において日本人移民を認めたのは、以下のような事情からである。オーストラリア政府は日本移民の入国禁止の結果、西オーストラリア、木曜島などの真珠貝採取業が不振になることを恐れて、真珠貝採取業に関する限り白人事業家に日本人雇い入れの許可を与えた。日本人は、真珠貝採取に特に適しており、かつ白豪政策は日本人の使用によって危機に瀕しないという判断である。その後も真珠貝採取者だけは年々一定の数だけオーストラリア政府の許可を得て入国し、木曜島、ブルームなどの西オーストラリア、ダーウィンなどで活躍した。

# 13. 明治後期から戦前昭和期までのオーストラリアでの日本人の真珠貝採取

木曜島は、昭和初期においても、アラフラ海諸島やオーストラリアの真珠貝採取の中心地であり、日本人、中国人、シンガポール人、インド人、パプア人、現地人のアボリジニーなどもおり人種のるつぼであった。オーストラリア人は、真珠会社や輸送会社等を経営・管理し、この地域を統治する役人などであった。日本人は、真珠貝採取船の潜水夫であったり、運航を営んだりしていた。また、造船業や白蝶貝の対日輸出代理店などを営んでいる日本人もいた。中国人は海産物の輸出、シンガポール人は鼈甲細工、インド人は船大工、などを得意とした。トレス海峡土

着人、パプア人、アボロジニーなどは漁夫、水夫、 またはその他の労働者として働いていた (83)。

日本人の真珠貝採取移民は、1901 (明治34) 年の移民制限法、真珠貝の市場価格の低下、木 曜島の真珠貝の乱獲による真珠貝の減少なども あり、その後日本人移民数が減少するように なった。さらに、在豪日本人男性は、日本にい る女性を呼び寄せることができなかったため単 身者か独身者がほとんどであった。現地で結婚 しようとすると、現地人か現地の滞在している 女性(主にからゆきさん、いわゆる売春婦)な どであった。当時ハワイ移民であったような日 本人女性の呼び寄せによる結婚(写真のみで結 婚を決めたこともあるようである)はほとんど なかった。そのため、オーストラリアでは、日 本人の子孫としての日系人が少なかった。

1913 (大正2) 年の在豪タウンスヴイル日本 領事館の「木曜島在住本邦人採貝事業概況報 告」によると<sup>(84)</sup>、当時、木曜島に在住する真 珠貝採取日本人は約700人で、日本人所有の採 貝船はないとしている。木曜島の陸上には日本 人の経営する雑貨店5軒、醤油醸造所1軒、旅 宿6軒、造船所5軒あり、雑貨、醤油、旅宿な どの日本人雇用者は約70人で、造船所雇用職 工は約20余人であったとしている。1897 (明 治30) 年には、木曜島の真珠貝採取者日本人 が約900人いた時と比較すると、日本人の移民 数は減少している。

1926 (昭和12) 年の在豪シドニー日本総領事館の「濠州に於ける真珠貝漁業に従事する本邦労働者 (採貝夫)の現状に関する報告」によると <sup>(85)</sup>、前年末のブルーム在住日本人は793人で、内訳は採貝夫628人、永住権者154人、豪州政府の特別許可を受けて入国した者10人(日本人医師、永住権者の妻、雑貨商店員と妻)であるとしている。ブルーム在住日本人を職業別にみると、下宿業22人、雑貨商店10人、料理人9人、大工8人、菜園業7人、飲食店3人、などである。以上から見ると、ブルームで永住権を持つ日本人が154人おり、これはブルームでの日本人移民の歴史が古いことなど

のためであろう。永住権者は、日本人真珠貝採 取労働者のために各種の慰安を提供しその生活 を緩和し、船主との中間に立ち斡旋の労を取っ た。また、下宿業を営む者もあり、下宿業の主 人は郷里の先輩として各自の郷土出身の採貝夫 に対して、宿泊を提供し、各種の世話や援助を 行い面倒を見たり、慰安を提供した。

ダーウィンは、昭和に入ってからも日本人の 真珠貝採取事業が続き、1938 (昭和13) 年頃 には約160人 (内船員146人) の日本人が在留 していた <sup>(86)</sup>。

オーストラリアの国勢調査によると、1911 (明治44) 年にはオーストラリアには総計3,281 人の日本人が滞在し、その内1,824人が木曜島 やブルームなどで真珠貝採取に従事していた (87)。しかし、1938 (昭和13) 年には、オーストラリアで真珠貝採取に従事する日本人は711 人まで減少した (88)。

真珠貝採取に従事していた日本人は、日本に帰国したり、またはオーストラリアを離れ南洋の地で真珠貝採取や他の職業に従事した。その中には、次に述べるアラフラ海沿岸や南洋群島などの地域での真珠貝採取事業に転身した者もいた。

## 第3節 アラフラ海沿や南洋群島での真珠 貝採取事業

アラフラ海中のアルー群島は、南洋群島のパラオと共に、戦前期日本の真珠貝採取の地域として知られていた<sup>(89)</sup>。日本人は、アラフラ海、パラオなどを本拠地として、広範囲な地域に船(ラガー船)を出して遠洋採貝して真珠貝採取漁業を行った。日本のラガー船は、領海外の公海での作業であった。しかし、南洋群島の日本統治領パラオなどを本拠地としてオーストラリア領に近いアラフラ海地域に遠洋採貝する日本人真珠貝採取船に対して、オーストラリア政府が拿捕する事件がたびたび起こった<sup>(90)</sup>。

1936 (昭和11) 年当時の海外における真珠 貝漁業の日本人従業員を地域別にみると、木曜 島354人、ダーウィン146人、ブルーム205人、ドボ (蘭領アルー群島) 47人、ホロ (フィリピンのスル群島) 11人、ブトン (蘭領セレベス (現スラウェシ)島) 25人であった (91)。オーストラリアのみならず、アラフラ海のドボ、セレベス島、フィリピンのスル群島などの広範囲な海域で真珠貝採取漁業を行っていた。オーストラリアの木曜島などから蘭領アルー群島のドボなどに移る日本人採取者もいた (92)。蘭領ドボなどに移る日本人採取者もいた (92)。蘭領ドボには、1938 (昭和13) 年頃、日本人約70人(真珠漁業船員以外の常住者約20人) 在留していた。また、フィリピンのホロには、1938 (昭和13) 年頃、日本人約28人の常住者がおり、その内真珠漁業従事者11人 (ダイバー3人、船主として乗組む者8人) であった (93)。

### 1. 戦前昭和期の南洋での真珠貝採取事業

戦前昭和期の日本人の南洋での真珠貝漁業には、3つの形態があった<sup>(94)</sup>。第1は、日本の南洋庁下の南洋群島を本拠とする真珠貝事業会社である。第2は、外国領土を根拠として日本人によって経営された真珠貝事業会社である。第3は、外国人経営の真珠貝事業に従業員として雇用され、真珠貝採取を行う者である。

第1の日本委託統治領南洋群島を本拠とする 代表的な日本の真珠貝事業会社として、日本 真珠株式会社があった。日本真珠株式会社は、 1938(昭和13)年に創業され、南洋群島パラ オ諸島ならびにコロール島を根拠地として事業 を行っていた。

第2の外国領土を根拠とする代表的な日本の 真珠貝事業会社として、鳳敦(ブートン)真珠 株式会社、セレベス貿易株式会社などがあった。 鳳敦真珠株式会社は、蘭領印度のセレベス島内 のブートン島にあった三菱系の企業である。鳳 敦真珠は真珠養殖事業を行い、1935(昭和10) 年代初頭には、日本人従業員12人、採貝船3隻、 養殖真珠年間生産額約12万円であった。また、 ニューギニアに近い蘭領トボには、セレベス貿 易株式会社などが養殖採取事業を行っていた。

第3の外国人経営の真珠貝事業従業員として

雇用される日本人真珠貝漁業者は、オーストラリアに多かった。オーストラリアでは、日本人経営の真珠貝漁業は原則として禁止されていたので、契約従業員として日本人が従事していた。1935 (昭和10) 年頃の時点で、オーストラリアでの日本人真珠貝養殖の従事者は約700名程度で、木曜島、ダーウィン、ブルーム、コサック等で働いていた。ダーウィン、ゴサックでは、オーストラリアに帰化した村松松次郎の事業があった (95)。

# 2. 丹下福太郎等のパラオを根拠地としたアラフラ海の蘭領ドボ近海での真珠貝事業

日本郵船豪州航路の船員で横浜出身の丹下福 太郎は、1930 (昭和5) 年にアラフル海で真珠 貝採取に進出し、日本委任統治領パラオを根 拠地として真珠貝事業を始めた (96)。 丹下福太 郎は、日本の静岡県下田で34トン40馬力の中 古鰹漁船を2,500円で買取り、生長丸と改名し、 12名の船員を雇い入れた。船員は和歌山の三 輪崎等で募集し、その中には湊口茂、岩志弥 三郎、濱田武夫などがいた<sup>(97)</sup>。生長丸は1931 (昭和6) 年10月、横浜を出帆し、パラオを経 て、同年11月蘭領ドボ港に到着した。丹下は、 パラオを根拠地としたアラフラ海の蘭領ドボ近 海での真珠貝事業をこの仲間を中心として始め た。なお、ドボはモロッカス群島アロー島の主 都で、蘭領印度における真珠貝採取の主要地で あった。蘭領ドボ近海の真珠貝漁場は、アロー 島、タニンバ島、フロレス島、ブートン、セレ ベス東海岸等の各地に散在していた (98)。この 丹下の事業は、南洋での遠洋漁業による真珠貝 採取としては日本人の最初のものである。さら に、1934 (昭和9) 年、第二生長丸を建造した。 この丹下福太郎の成功により、日本委任統治 領パラオを根拠地とした日本人の真珠貝採取事 業が急速に発展した。この採取貝船は、和歌山、 三重の船が多かった。アラフラ海近海より遠洋 漁業によりパラオに送られた貝は、パラオより 定期便船に積み替えられて日本に運ばれた (99)。

当時、日本の南洋での真珠貝採取事業の活躍

が著しく、1936 (昭和11) 年においては代表的真珠貝である白蝶貝の世界主要生産地総収穫量における日本船の収穫総量は約40%で、翌年の1937 (昭和12) 年においては同割合が約62%の4,000トンに達していた (100)。

### 3. 日本真珠株式会社と海洋殖産株式会社

パラオを根拠地とした日本人の真珠貝事業は、 好況に乗じて増船、増産を競いあったが、生産 過剰の状況となり、価格も下落したため、共倒 れの危険が生じた。それで、日本人採取船の合 同統一の動きが出て、以下に述べるように日本 真珠株式会社の設立をみた。

日本真珠株式会社は、1938(昭和13)年1月 に南洋興発株式会社の出資により創業され、日 本の委任統治領であった南洋群島パラオ諸島な らびにコロール島を根拠地として、南洋の真珠 貝採取事業、およびその事業を統制する目的で 設立された。1941 (昭和16) 年当時の資本金 は、150万円(全額払込)で、主要事業は、真 珠貝の探取、運搬、保管、売買ならびに委託売買、 真珠貝採取船の経営、真珠貝採取業者に対する 物資の供給および金融、これに関連する代理業 ならびに付帯事業である。操業区域は主にアラ フラ海公海の北オーストラリア沖合で、1941 (昭和16) 年当時、漁船は母船1隻、運搬船7隻 である。社長は兒玉貞雄、専務は石川忠一であっ た。日本真珠株式会社の主要な出資会社は、南 洋拓殖、南洋興発、南洋貿易等であった (101)。

1937 (昭和12) 年6月、南洋興発株式会社は真珠貝採取事業を目的として、資本金300万円 (1回払込75万円) の海洋殖産株式会社を設立した。翌1938 (昭和13) 年1月、日本真珠株式会社(資本金150万円全額払込) が設立されるやこれに参加し、海洋殖産会社の採貝事業一切を日本真珠株式会社に引き継ぎ、海洋殖産会社は真珠貝の加工事業に主力を注ぐことになった。当時、真珠採貝地として有名なものには、オーストラリアではヨーク半島の突端にある木曜島、北オーストラリアのポート・ダーウイン、西オーストラリア州のブルーム等があり、

また、ニューギニアに近い蘭領アロー島ドボおよび南洋群島のパラオは日本人採貝業者の根拠地であった。パラオ、アラフラ海を中心とする日本人の採取事業は、日が浅いにもかかわらず多く進出し、世界市場で存在感を持っていた。当時、丹下福太郎を中心とする「南洋真珠貝採取組合」、および山見嘉志郎を中心とする「大日本真珠貝採取組合」の二派に分かれていて、乱獲、供給過剰となっていた (102)。日本真珠株式会社は、このような乱立し生産過剰となった日系真珠貝採取事業者を統制することも目的であった。

1940 (昭和15) 年4月、日本真珠株式会社の資本金は、南洋興発株式会社および南洋拓殖株式会社の協力により、新たに400万円に増資された。それ以降、日本人採取船は一切日本真珠株式会社の手に統制された。この新増資によって日本真珠株式会社が真珠採取業者から買収した採取船は総計97隻であった。1940 (昭和15) 年、日本人の真珠採取船の収穫高は、約1,500トンであった。

傍系の海洋殖産株式会社は、1938(昭和13) 年9月、日本の大阪の堺で、1940(昭和15) 年には、甲子園で真珠貝殻によるボタン製造を 行った。この両工場において真珠貝ボタンの製 造を行い、また真珠貝を材料とする美術工芸品 も製造し、日本や海外に販売した。

# 第4節 南洋での真珠 (パール) 養殖事業 1. アラフラ海での日本の真珠 (パール) 養殖事業

戦前期の南洋群島での真珠の養殖事業が行われていた。真珠養殖は、宝石としての真珠(パール)をつくる事業である。真珠は、天然のものは極めて得難く、一般的には、養殖した真珠貝に核を挿入し被包させるという方法で真珠を作った。すなわち、養殖真珠、人工真珠と言われているものである。

この人口真珠を作る目的で養殖される貝には アコヤ貝、テフ貝などがあり、日本で一般的な

真珠貝はアコヤ貝である。これに対してテフ貝は、南洋群島のような熱帯地域に生息する貝で、その生息地としては木曜島、アラフラ海などが有名である。養殖に用いられるテフ貝の一種である白蝶貝は、これから作られる真珠がアコヤ貝のものに酷似して、さらに大形で、光沢も優れている。白蝶貝からは、一般的なパール色である白っぽい真珠ができる。その他に、テフ貝には黒蝶貝もあり、黒蝶貝からは黒っぽい(赤銅色に赤みを帯びた色)真珠ができる。

真珠を作るための母貝は、ほとんどをアラフラ海方面から持ってきた。アラフラ海沿岸では、ボタンや装飾品等で使用される真珠貝採取が盛んに行われたところで、真珠を作る母貝も採取された。アラフラ海で採れた貝は、活きたまま輸送する必要があるので、船に生け簀のような設備(ポンプで管により海水を出入させる)でパラオ等まで輸送した。アラフラ海より移殖された母貝は1か月程度休ませ、核はドブ貝、シヤコ貝などを用い、真珠貝に挿入する。3年程度海底へ密着させ、真珠を取りだし選別されて各等級を決め、日本や海外に送られた(103)。

パラオを中心とした南洋群島の真珠養殖場は、 御木本真珠養殖場、鳳敦(ブートン)真珠株式 会社(南洋真珠株式会社)、紀美水産合資会社 (パラオ水産)、堀口初三郎という4つの日系真 珠養殖場があった。

# 2. 御木本幸吉と御木本(ミキモト)パラオ真珠養殖場

1858 (安政5) 年に三重県鳥羽美生まれた御木本幸吉は、1893 (明治26) 年世界で初めて貝の養殖による人工真珠 (半円真珠) に成功し、その後本格的に養殖真珠の事業を発展させ、世界的にミキモト (MIKOMOTO) パールの名が知れ渡った。

戦前期の南洋群島で最初に真珠養殖が行なわれたのは、1917 (大正6) 年頃、パラオにおいてである。その頃、南洋産業株式会社によって試験養殖され、後に南洋興業所と改められてからも継続された。1927 (大正15) 年には、御

木本幸吉がこれに代り御木本真珠養殖場として 試験養殖を行った。真珠貝としてのアコヤ貝は 三重県志摩地方から移殖し、黒蝶貝や白蝶貝の 母貝はパラオ島付近、アラフラ海等からから採 取した<sup>(104)</sup>。御木本幸吉のパラオの真珠養殖場 は、黒蝶貝や白蝶貝の養殖実験を行い、成果を 上げた。

### 3. 藤田輔世と鳳敦(ブートン)真珠会社、南 洋真珠会社

藤田輔世は、1905 (明治38) 年に東京帝大理科大学を卒業し、真珠貝を使った真珠養殖の研究やその実用化を目指していた。藤田は、南洋の各地を巡り、セレベスのブートン島付近で良質の天然真珠を産するのに着目し、その母貝である白蝶貝の養殖を計画した。1921 (大正10) 年にそのブートン島付近一帯の漁業権の下付を得て、三菱合資会社の出資後援を得て、協力者小川平三(後に経営者となる)等と、1922 (大正11) 年より真珠貝養殖の実験事業を開始した。藤田は、御木本幸吉と別な方法で西川倉吉によって発明された技術による真円真珠の養殖を、苦心惨憺の上、1928 (昭和3) 年にこのブートンの海で成功した (105)。

藤田の死後、その事業は1932(昭和7)年、資本金30万ギルダー、事業場はブートンで本店を蘭印のスラバヤに置く外国籍株式会社組織である鳳敦(ブートン)真珠株式会社に改組した。鳳敦真珠の設立時、従業員は職員4人、現業員9人、現地人従業員約40人で、帆船3隻、モーター船3隻を有していた。日本人潜水夫が母貝を採取し、しばらく母貝を休養させた後、核を植え付けて、3年から4年後に真珠となる。半球真珠は1年半で真珠となった。1932(昭和7)年当時は、年約5,000個の真珠を生産し、広く欧米諸国に販路を広げていた(106)

南洋真珠株式会社は、1932 (昭和7) 年、東京の三菱本館内に本店を置き、資本金30万円で設立され、鳳敦真珠株式会社の株式を当初から全株所有した。南洋真珠珠株式会社は、鳳敦真珠会社の持株会社、鳳敦真珠会社が生産した

真珠・真珠貝を販売する目的で設立された会社 (107) で、1935 (昭和10) 年にはパラオ養殖場 も開設した (108)。

### おわりに

明治維新から戦前昭和期までの、オーストラリア、アラフラ海、南洋への日本人移民の歴史 について、重要な点を考察してみよう。

第1は、1883(明治16)年、オーストラリア真珠会社の経営者であったジョン・ミラーの雇い入れにより、オーストラリアへ渡航した37人の木曜島日本人移民は、日本の外務省の許可を得て出かけて行った最初の海外出稼ぎ移民であったことである。これ以前にも、ハワイ、グアム等に日本人の移民が行われていたが、いずれも日本に在留する外国人によって誘致されたもので、正式に政府により許可されたものではなかった。その後の1885(明治18)年に、ハワイへの官約移民が始まった。この木曜島への移民は、日本の移民史において歴史的な出来事であったのである。

オーストラリアの日本人移民は、日本人海外移民の先駆である。日本人海外移民史の中でも、ハワイ移民と共に、明治初期の最も古い時期における移民である。1888 (明治21) 年、砂糖キビ栽培労働者としてオーストラリアへ渡航した日本人も、外務省の正式な許可を受けた海外移民であった。その後、砂糖キビ栽培の日本人移民は、日本で最初の移民会社である吉佐移民会社を仲介によって行なわれた。

第2は、戦前期の日本人南洋移民において移民会社の役割が大きかったことである。日本吉佐移民会社が会社組織による移民事業の先駆で、次いでこれにならって横浜移民会社、神戸渡航会社など続々移民会社が生れた。日本吉佐移民会社は、秀英舎(現在の大日本印刷)の社長であった佐久間貞一と日本郵船会社の社長の吉川泰次郎により、1891(明治24)年12月に設立された。吉佐移民会社は、その歴史、規模、その後の発展から移民会社の中でも最も代表的な

会社である。吉佐移民会社は、その後、南米、ハワイなどの移民を多く手掛けるが、オーストラリア移民が最初であったのは興味深い。明治期に日本人移民や海外出稼ぎが盛んとなったのは、このような移民会社の活動に負うところも大きい。大正時代に入ると移民会社は統合され、1920(大正9)年には海外興業株式会社の1社となったこともあり、オーストラリアへの日本人移民仲介の移民会社は、海外興業株式会社のみとなった。このように、オーストラリアの日本人移民史において、移民会社の歴史的役割は重要であった。

オーストラリアへの日本人移民には、契約移民と自由移民があったが、明治初期の揺籃期を除いて契約移民のほとんどが移民会社の取扱によるものであった。自由移民は、基本的には自己の意志で渡豪した。自由移民も、帰国者の口コミや勧誘、木曜島への関心の高まりなどがあり、徐々に増えていった。

図表5は、1936(明治42)年までの、オーストラリアへの移民会社(移民取扱人)別の渡航移民数をみたものである。

移民会社 (移民取扱人)	渡航移民数 (人)	男女別
日本吉佐移民合名会社	951	すべて男性
横浜移民合資会社	13	すべて男性
神戸渡航合資会社	1	すべて男性
海外渡航合資会社	46	すべて男性
厚生移民株式会社	394	男性392人、 女性2人
東洋移民合資会社	985	すべて男性
大陸殖民合資会社	45	すべて男性
森島壽雄	80	すべて男性
計	2,515	男性2,513人、 女性2人

図表5 オーストラリアへの移民会社(移民取扱人)別の渡航移民数(出所:外務省(1909)「移民取扱人ニ依ル移民之沿革/1909(明治42)年」、59-60頁、より著者作成。)

日本吉佐移民合名会社は、1892(明治25) 年から1897 (明治30) 年にかけて数回クイー ンズランド州へ砂糖キビ耕地の契約移民として 総計951人の日本人を送り出している。横浜移 民合資会社は、1893 (明治26) 年12月に13人 の日本人を砂糖キビ耕地の契約移民として送り 出している。神戸渡航合資会社は、1893 (明 治26) 年12月に1人の日本人を洗濯業自由移民 として送り出している。海外渡航合資会社は、 1897 (明治30) 年6月に46人の日本人(和歌 山県42人、三重県4人)を自由労働移民として 送り出している。厚生移民株式会社は、1898(明 治31) 年に5回にわたり282人の日本人を北及 び西豪州漁業従事の契約移民、1901(明治34) 年から1903 (明治36) 年の間に5回にわたり 112人の日本人を木曜島の契約移民、として送 り出している。東洋移民合資会社は、1898(明 治31) 年から1902 (明治35) 年の間に13回に わたり927人の日本人をクイーンズランド州へ 砂糖キビ耕地の契約移民、1901 (明治34) 年 から1903 (明治36) 年の間に4回にわたり58 人の日本人を木曜島の採貝契約移民、として送 り出している。大陸殖民合資会社は、1903(明 治36) 年から1904 (明治37) 年の間に4回に わたり45人の日本人を木曜島の採貝契約移民、 として送り出している。森島壽雄は、1904(明 治37) 年から1905 (明治38) 年の間に4回に わたり60人の日本人を木曜島の採貝契約移民、 1904 (明治37) 年に2回にわたり20人の日本 人をダーウィンの採貝契約移民、として送り出 している <sup>(109)</sup>。

以上のように、明治期におけるオーストラリアへの日本人移民において、移民会社が扱う契約移民は多かった。

第3は、オーストラリアや南洋の真珠貝採取移民には、和歌山県出身者の割合が高かったことである。1894(明治27)年当時の木曜島での日本人倶楽部の会員346名のうち和歌山県出身者が254人と73%を占めていた<sup>(110)</sup>。和歌山県人は、明治の前期頃からオーストラリアの木

曜島やブルームなどのトレス海峡やアラフル海に真珠貝採取で海外出稼ぎをし、1901(明治34)年の移民制限法制定以降は、オーストラリア北岸だけではなく、南洋群島、蘭領東印度、フィリピンにまで真珠貝採取を拡大した(111)。オーストラリアではナマコ採取を兼営し、就業形態は雇用だけではなく、採貝経営も多くなっていた(112)。

オーストラリアへの海外出稼の中心であった 和歌山県出身者、特に串本、大島、潮岬地方は、 伝統的に出稼ぎ漁業が行なわれていた。この出 稼ぎ先は、江戸などの関東等の国内であったの はもちろんであるが、ある説によると明治以前 に鎖国を続けていた江戸時代にもオーストラリ ア沿海への漁業が行われていたというのである。 これはにわかに信じがたいが、その可能性があ るかもしれないと思う。羽原又吉(1963)は、 以下のような興味深いことを記している<sup>(113)</sup>。

「生米をかじり、雨水を飲みながら、嵐のない時期に何日間もかかって、オーストラリア沿海まで航海を続けたのである。船は、大和船といい、富山湾の漁民がエゾ通いにつかっていたものと同型である。乗組んだのは男だけであり、真珠をもって帰国した。真珠はひそかに広島県方面の仲介者へ渡され、博多で中国人に売却されたという話である。

この漁民について、私はいろいろ注意をは らったのであるが、かれらが独自の海洋気象に 関する知識をもち、現にそれを図示した江戸時 代の文書があることを確認したほか、次にあげ る二、三の信仰を採集しえた。

その一つは、遠洋出漁に際して、まず潮岬にある御崎明神に参拝し、拝殿周囲にしきつめた 黒色の玉石(碁石大)一個をかならずたずさえ、 帰国するまで、日夜いかなる場合にも決して肌 身を離さない。そして帰国するとその石を二個 にして返納し、出稼ぎ中に神の加護により無病 息災であったことを感謝したのである。

(中略)

海外出稼ぎにかぎらず、(季節出稼ぎの) こ

のタイプは、わが国沿海でみられた、もっとも一般的な移動形式であった。泉州佐野の漁民が遠く壱岐・対馬から平戸・五島など九州西北の島々へ、紀州田栖川村田浦の漁民が貞享年間に房州へ、有田郡広村の漁民が早くから下総国銚子・外川浦あるいは肥前五島へ、紀州衣奈村小引の漁民が房総へ、同印南村の漁民が明和年間に土佐・熊野・銚子方面へ、同和田村漁民が房総へ、さらにまた陸奥漁民の蝦夷地への出漁ないし移住による特定漁業の開発など、いずれも出稼ぎの形式によっている。」

以上のように、串本、大島、潮岬などの紀州 和歌山は、江戸時代から国内を中心とした、出 稼ぎ漁業が行なわれていたという伝統が、明治 に入りオーストラリアへの真珠貝採取移民を多 く送り出した歴史的背景としてあるであろうと 考えられる。

第4は、オーストラリアの木曜島、ブルームの地は、戦前期日本の南洋への日本人移民の代表的な窓口の1つで、後に南洋の各地で日本移民として活躍し、さらに日本の南進の推進者として著名になった人物も出て、南洋移民を輩出した地であったことである。木曜島は、歴史的にみても海外での日本の進出の代表的な地で、移民史にとっても重要な地である。木曜島への日本人移民史の中に、戦前期日本人の海外進出の姿が凝縮されているとも言える。木曜島やブルームの真珠貝採取を中心とした事例は、歴史的にも極めて興味深いものある。

木曜島は、戦前期、日本人の移民地の1つの 拠点であった。他に、ハワイ、アメリカ、南米、 東南アジア等があり、南洋群島も日本が委任統 治を行っていたため、日本人移民が多かった。 木曜島は、明治期から日本において、多くの本、 雑誌等で紹介され、南洋日本人の有力な移民地 として紹介された。当時、木曜島は日本人移民 の地域として、有名であった。

木曜島への日本人移民ほとんどは無名の人で あるが、その移民の中から歴史に残る人物も生 まれた。木曜島で有力者であった佐藤虎次朗は 日本に帰国し、小嶺磯吉はニューギニアへ移っ た。フィリピンのダバオでのマニラ麻開発日本 人移民の父と言われた太田慕三朗は、1901 (明 治34) 年26歳の時、一時期木曜島に滞在して いた。このような木曜島出身の佐藤虎次朗、小 嶺磯吉、太田慕三朗、松岡好一などは、戦前期 日本の南洋開拓の推進者や海外移民として、後 に有名となる人物である。佐藤虎次朗は、日本 に帰国し衆議院議員となり、著作を出版し言論 活動を積極的に行うなど日本の南洋発展に貢献 した。小嶺磯吉は、ニューギニアに渡り、生涯 を過ごし、その地で歴史に残る活躍をした。太 田慕三朗は、フィリピンのダバオへのマニラ麻 栽培日本人移民の先導者として、戦前期日本の 南洋進出を代表する人物となった。松岡好一は、 木曜島の日本人居留民団長となり、日本政府に 対してクイーンズランド州に日本領事館を設置 する請願書を在留日本人代表として提出し、タ ウンスビルにその設置が実現した。南洋移民の 人物は多彩で、個性的で、独立心があった。ま た語学力の高い人もいた。このように、木曜島 出身者が、南洋群島や東南アジアの各地で活躍 した。木曜島などで活躍した日本人は、オース トラリアの「1901年移民制限法」などもあり、 後に木曜島など離れ、南洋群島のパラオ、蘭領 のドボなどの南洋各地で真珠貝採取事業を行 なったり、南洋各地に渡り、各種の事業を起し た人物もあったのである。

第5は、木曜島の労働条件は悪いが、その中で多くの日本人が移民し、「日本人会」、「日本人倶楽部」などを組織して、オーストラリアの雇用主や日本政府に対して、粘り強い交渉や要望をしたことである。労働者が共同して要求を出すことで、労働条件を高めていった。そこに、海外での日本人会の原型をみることができる。日本人移民個人では交渉力がないが、団結することで交渉力を高めたのである。また、日本政府に対して、日本領事館設立請願書を出し領事館設置を働きかけ、タウンスビルへの設置が実現した。ブルームにおいても、日本人会が組織され、賃金交渉、賃下げ反対闘争などを行った。

ニューギニアに近い蘭印のアル群島のドボにも、日本人会が組織されていた。ドボは、アラフラ海への真珠貝採取の根拠地として日本人が多く在留していた。ドボ日本人会は1905(明治38)年の創立で、1937(昭和12)年当時の会員数113人、役員には大工(会長)、潜水夫、雑貨商、下宿屋、船主、採貝業などの日本人が務めていた。ドボと共に真珠貝採取の根拠地として日本人が多く在留していたセレベス島のメナドにも日本人があった。メナド日本人会は1907(明治40)年の創立で、1937(昭和12)年当時の会員数196人、役員には南洋貿易支店長(会長)、セレベス興業社員、二葉商会主、大岩漁業主、播磨商会主、南洋貿易社員などの日本人が務めていた(114)。

南洋での日本人会は、日本人が集まり情報交換、交流する場でもあった。戦前期、海外での日本人会は、日本人の拠り所として重要な存在であった。

第6は、オーストラリアの「1901年移民制限法」の制定が、日本移民の進出に大きな影響を与えたことである。すなわち、この法により、日本を含むアジア人に対して、オーストラリアへの移民の多くを制限した。このため、砂糖キビ日本人労働移民は、全面的に禁止された。し

かし、木曜島やブルームなどの真珠貝採取は、 例外的に許可された範囲で、日本人移民が認め られた。そのため、日本人移民は、基本的には 真珠貝採取に限定された形で行われ、その他の 職種の移民は制約されたものとなった。

第7は、戦前期、木曜島などのオーストラリ ア、および蘭印、フィリピン、南洋群島などの 真珠貝産業は、世界的にみても重要な地域であ り、その中で日本人の真珠貝採取者の果たし た役割は大きかったことである。日本の真珠 貝採取漁業は1870 (明治3) 年代に主に和歌山 県人がオーストラリアのトレス海峡にある木曜 島に海外出稼ぎしたことに始まるが、大正時代 に入る1913 (大正2) 年頃から、真珠貝採取漁 業はオーストラリア北岸だけではなく、南洋群 島、蘭領東印度、フィリピン等に拡大した。日 本統治領の南洋群島ではパラオ、蘭領東印度で はアルー群島のドボとセレベス(現スラウェ シ) 島のブトン、フィリピンではスル群島のホ 口が、その中心であった。日本の採取船は、こ れらの地を本拠地として、近海へ出て、遠洋漁 業による真珠貝採取を行った。日本の委任統治 領であった南洋群島のパラオは、戦前期の日本 の真珠貝採取の遠洋漁業の拠点であった。パラ オを本拠地とした日本の採取船は、アラフラ海

国	根拠地	船数 (隻)	日本人従 業員(人)	採取量 (トン)	金額 (千円)
日本委任統治地	パラオ	86	1,032	2,298	2,298
豪州	木曜島	71	354	1,230	2,075
豪州	ダーウィン	24	146	720	1,069
豪州	ブルーム	51	205	678	1,144
蘭領印度	ドボ	25	47	250	506
フィリピン	<b></b>	10	11	146	150
その他	ブートン、フロレス、セ レベス、オンスローコ セット等	15	30	300	506
総計					
		282(内日 本船81)	1,825	5,622 (内日本 採取量2,298)	7,748 (内日本 採金額2,300)

図表6 世界主要地の真珠貝漁業(1936(昭和11)年)

(出所:海洋漁業協会(1939)『本邦海洋漁業の現勢』水産社、278-279頁、より著者作成。)

や遠く豪州北岸付近まで遠征して漁業を行った。 図表6は、1936(昭和11)年当時の、世界 主要地の真珠貝漁業の概況をみたものである。

1936 (昭和11) 年当時、日本人の真珠貝漁業は、世界の中で圧倒的な地位を有していた。世界の中の日本の割合は、採取船数では282隻のうち81隻という約29%、採取量では5,622トンのうち2,298トンという約41%、金額では774万8千円のうち230万円という約30%、を占めていた。採取貝採取に従事する日本人従業員は1,825人と多く、日本漁船は船数では約29%に過ぎないが、採取量では約41%を占め、世界最大の真珠貝採取国であったことである(115)。日本の漁船は、オーストラリアの木曜島とブルーム、および日本委任統治領のパラオが最も重要な真珠貝採取地であった。

第8は、南洋に渡った日本人は、移民というより、「海外出稼ぎ」である意識を持った人が多かったことである。多くの者は、契約が終了すると日本に戻った。少数の者が現地に留まった。ダイバーは危険があり、死亡した者もいたが、全体的には問題もあっても収入が高く、何らかの独立も可能であった。そのため、オーストラリアや南洋へダイバーなどとして海外出稼ぎの日本人移民が、明治の初期から戦前昭和期まで続いた。戦後になっても1955(昭和30)年前後までオーストラリアへの真珠貝採取への移民が行なわれた。

日本人移民は、ブルームなどで現地人のアボリジニーの人と結婚した人もいた。少数ではあるが、永住して、市民権をとって、オーストラリアで生涯を終えた人もいた。海外出稼ぎの人が日本に帰り、話を聞いて、オーストラリアに渡航する者も多かった。木曜島は、出稼ぎの和歌山県人の村というようでもあった。このような海外出稼ぎ者は、単身者が多く、結婚には苦労した。南洋移民は男性が多く、女性は少なかった。南洋日本人移民は、男性が中心であった。

第9は、明治初期、日本人移民において外国 人の果たした役割は大きかったことである。明 治維新後の最初の日本人移民である明治元年ハワイ移民は、横浜在住のアメリカ領事館ヴァンリードの手になるものであった。ヴァンリードは興味深い人物で、横浜で「もしも草」という新聞も出していた。その後、日本人のオーストラリア等への移民が始まるのである。1883(明治16)年、オーストラリアの木曜島への真珠貝採取の日本人移民は、木曜島の船長でオーストラリア真珠会社の経営者であった英国人ジョン・ミラーによるものだった。1888(明治21)年、クイーンズランドの砂糖キビ栽培の日本人移民は、横浜の居留地に居住していた英国商人W.J.S.シャントを代理人として交渉し、日本外務省の許可を得て渡豪したものであった。

オーストラリアでは、メルボルンに在住し ていた英系オーストラリア人である日本領事 館名誉領事マークスの貢献も大きい。マーク スは、1859(安政6)年に来日して横浜で商売 を始め、1872 (明治5) 年にオーストラリアに 帰った。その後、1879 (明治12) 年より1902 (明治35) 年までメルボルン在住名誉日本領事 を長く務めた。マークスの日本人移民に果たし た役割は大きかった。この功績により、マーク スは日本政府より日本政府より勲章を授与さ れている。たとえば、明治初期の1884(明治 17) 年に神戸のフイロン・ロー商会の仲介に よる日本人移民が木曜島に来て、その処遇の悪 さが問題になった時、マークスは木曜島に赴き、 現地調査を行い、日本政府に報告書を提出して いる。マークスの警告によりフイロン・ロー商 会の仲介はそれ以降なくなり、現地にいなかっ た医師も置くことができ、日本人の医療向上に も貢献した。マークスは、長年、日本で名誉領 事としてオーストラリアにおける日本人移民の 地位、待遇の向上に力を尽くした。マークスが 日本外務省に出した外交文書は多く残っており、 当時の日本人移民の状況を知る上で貴重な史料 となっている。本稿でも、重要なものについて は紹介したが、膨大な文書があり、その解明は 今後の課題としたい。

第10は、木曜島やブルームなどの日本人移

民は、真珠貝採取などの海外出稼ぎ者による移 民が多かったが、それ以外にも多様な職種の日 本人が在留していて、特に興味深いのは「から ゆきさん」と呼ばれている海外日本人娼婦であ る。オーストラリアのかやゆきさん、遠征娼婦 は避けて通れない課題である。木曜島でも、明 治初期頃から、からゆきさんを置いていた娼館 が数軒あったという。木曜島では、採取貝採取 がシーズン・オフになると、近くの島やボルネ オ、フィリピン、シンガポールからも応援の娼 婦が繰り出されたという興味深いエピソードが ある(116)。ブルームでも娼館が数軒存在してい たとされる。その女性は長崎出身が多く、日本 で誘拐のような形で言葉巧みに女性を集め、海 外に渡った女性も多かったという。出稼ぎ日本 人男性と結婚するその女性もいたようである。 海外での日本人娼館を問題視し、在外公館等へ の要望もあった。これらは、日本の海外進出の 負の側面、裏面史でもあると言えるであろう。

その他に、オーストラリアの木曜島、ブルーム、ダーウィンでは、大工、洗濯屋、商店、造船所、旅館、下宿屋、など多様な職種や事業を営む日本人が在留していた。また、医師や大学出のインテリもいて、木曜島などは日本人町を形成していた。その中で、英語のできる者は通訳などをかってでて、現地の日本人とオーストラリアの会社との交渉役を引き受けていた。その意味で、木曜島などは、戦前期の海外での日本人町として、興味深い地であった (117)。

オーストラリアは建国から海外からの移民により成立した国で、オーストラリアの歴史は移民の歴史でも言える (118)。その中で、日本人移民は数こそ少なかったが、特異な移民史の道を辿った。また、日本人海外移民史の中でも、オーストラリア・南洋などへの真珠貝採取を中心とした移民は、歴史が古く長く続いたこと、南洋移民を輩出したことなどもあり、重要な位置を占めていたと言えるであろう。

### 注

- (1) 江戸時代の日本人の漂流者についての研究として室賀信夫・矢守一彦編訳(1965)『蕃談―漂流の記録』、鮎沢信太郎(1956)『漂流―鎖国時代の海外発展』、松島俊二朗(1999)『鎖国をはみ出した漂流者―その足跡を追う』、などがある。ジョン万次郎については、井伏鱒二(1947)『ジョン万次郎漂流記』、エミリー・ウォーリー(宮永孝訳)『ジョン万次郎漂流記』、などの本がある。彦蔵(ジョセフ・ヒコ)については、多くの本があるが、自伝として中山努・山口修訳(1976)『アメリカ彦蔵自伝』がある。音吉については、春名徹(1979)『日本音吉漂流記』等の著書がある。
- (2) 若槻泰雄・鈴木譲二(1975)『海外移住 政策史論』福村出版、53-55頁。
- (3) 明治文化会(1961)『幕末明治新聞全集 第四巻』世界文庫、5-7頁。
- (4)鈴木譲二(1992)『日本人出稼ぎ移民』 平凡社、12-24頁。および、外務省調査部 (1938)『大日本外交文書 第4巻』日本国際 協会、570-595頁。
- (5) 外務省 (1909)「移民取扱人ニ依ル 移民之沿革/1909年、56頁」(アジア 歴史資料センター、レファレンスコード B10070551300)。なお、幕末から明治期、 日本人の旅芸人は、世界各地を興業に回って いたようである。これについては、宮岡健二 (1959)『旅芸人始末書』修道社、が詳しい。
- (6) 外務省(1909)「移民取扱人ニ依ル移民 之沿革/1909年、56頁」によると、移民1 人につき英価9ドルの預託と記載されている。
- (7)遠山嘉博(2009)『日豪経済関係の研究』日本評論社、56-57頁によると、この明治21年の渡豪は、豪州の雇主と日本の斡旋人との間で、費用面、雇用の期間・条件等で折り合いがつかず、実現しなかったという説があることを紹介している。一方、鈴木譲二(1992)『日本人出稼ぎ移民』平凡社、40-43頁によ

- ると、日本政府とオーストラリアの雇主の間で数々の交渉が重ねられ、在豪日本領事マークスの監視と移民の保護に当たることとし、この日本人移民が実現したと記している。
- (8) 飯本信之・佐藤弘編 (1942) 『南洋地理 体系 豪州』ダイヤモンド社、250-251頁。
- (9) 外務省(1893)「豪州移民地織田純一郎 探検関係 自明治二六年七月」外務省外交史 料館(レファレンスコードB16080718400)。
- (10) 入江寅次 (1943) 『明治南進史稿』 井田書店、 132-133頁。
- (11) 入江寅次 (1943) 『明治南進史稿』 井田書店、 133頁。
- (12) 飯本信之・佐藤弘編 (1942)『南洋地理 体系 豪州』ダイヤモンド社、251頁。
- (13) 大蔵省編(1894)『官報第3066号 明治 26年9月15日』大蔵省、142頁。
- (14) 和歌山県 (1957) 『和歌山県移民史』和 歌山県、277頁。
- (15) 飯本信之・佐藤弘編 (1942)『南洋地理 体系 豪州』ダイヤモンド社、252頁。
- (16) 遠山嘉博 (2009)『日豪経済関係の研究』 日本評論社、58頁。
- (17) 南洋経済研究所 (1942)『木曜島とトレス海峡』南洋経済研究所、1-3頁。
- (18) 斉藤栄一 (1942)『南方圏の水産』東京堂、 75頁。
- (19) 久原脩司 (1978)「アラフラ海に出漁した日本漁民」586頁、薮内芳彦 (1978)『漁 撈文化人類学の基本的文献資料とその補足的研究』風間書房。
- (20) 南洋経済研究所 (1942)『木曜島とトレス海峡』南洋経済研究所、1-3頁。
- (21) 小川平 (1976) 『アラフル海の真珠―紀 州のダイバー百年史』あゆみ出版、48-49頁。
- (22) 和歌山県 (1957) 『和歌山県移民史』和 歌山県、190頁。
- (23) 羽禰勇太郎 (1959)『日本の漁村』海文堂、 50-51頁。
- (24) 羽原又吉 (1963) 『漂流民』岩波書店、 52-53頁。

- (25) 渡邉勘十郎『豪州探検報告書』の194頁では、1876 (明治9) 年に野波小次郎は、木曜島に来たという記述もある。また、小川平(1976)『アラフル海の真珠―紀州のダイバー百年史』あゆみ出版、43、68頁では、野波小次郎がオーストラリアの木曜島に渡航し潜水夫として働きだしたのは1874 (明治7) 年頃という説も紹介している。
- (26) 服部徹 (1894)『南球之新殖民』博聞社、8-10頁。および、鈴木譲二 (1992)『日本人 出稼ぎ移民』平凡社、32頁。
- (27) 入江寅次 (1943) 『明治南進史稿』井田書店、 45-46頁。大島襄二編 (1983) 『トレス海峡 の人々ーその地理学的・民俗学的研究』古今 書院、536頁。
- (28) 久原脩司(1978)「アラフラ海に出漁した日本漁民」、薮内芳彦(1978)『漁撈文化人類学の基本的文献資料とその補足的研究』 風間書房、598頁。
- (29) 服部徹 (1894)『南球之新殖民』博聞社、 10-11頁。
- (30) 久原脩司(1978)「アラフラ海に出漁した日本漁民」、薮内芳彦(1978)『漁撈文化人類学の基本的文献資料とその補足的研究』 風間書房、600-601頁。
- (31) 大島襄二編 (1983) 『トレス海峡の人々ー その地理学的・民俗学的研究』古今書院、 545-546頁。
- (32) 大島襄二編 (1983) 『トレス海峡の人々ー その地理学的・民俗学的研究』古今書院、 440-541頁。
- (33) 服部徹 (1894) 『南球之新殖民』博聞社、 12頁。
- (34) 久原脩司(1978)「アラフラ海に出漁した日本漁民」、592頁、薮内芳彦(1978)『漁 撈文化人類学の基本的文献資料とその補足的 研究』風間書房。
- (35) 最初の木曜島移民の中には和歌山県田並 町出身の海老名寅吉もいた。和歌山県(1957) 『和歌山県移民史』和歌山県、180頁。しか し、他の研究では、この移民は神奈川県人が

- 中心で、和歌山県人はいなかったとしている。 出身県は、神奈川20人、千葉6人、東京3人、 福井2人、長野2人、静岡1人、兵庫1人(通訳) であったとしている(大島襄二編(1983)『ト レス海峡の人々ーその地理学的・民俗学的研 究』古今書院、536頁)。
- (36) 飯本信之・佐藤弘編 (1942)『南洋地理 体系 豪州』ダイヤモンド社、249頁。
- (37) 鈴木譲二(1992)『日本人出稼ぎ移民』 平凡社、31-32頁。移民研究会編(1994)『日本の移民研究 動向と目録』日外アソシエーツ、126-127頁。
- (38) 入江寅次(1943)『明治南進史稿』井田書店、42-43頁、および飯本信之・佐藤弘編(1942)『南洋地理体系 豪州』ダイヤモンド社、249頁。
- (39) 大島襄二編(1983)『トレス海峡の人々ー その地理学的・民俗学的研究』古今書院、 537頁。なお、ジョン・ミラーは、1884年に 酩酊してピストル自殺した(久原脩司(1978) 「アラフラ海に出漁した日本漁民」、592頁)。
- (40) 服部徹 (1894)『南球之新殖民』博聞社、 12-13頁。
- (41) 久原脩司 (1978)「アラフラ海に出漁した日本漁民」、592-593頁、薮内芳彦 (1978) 『漁撈文化人類学の基本的文献資料とその補足的研究』風間書房。
- (42) 入江寅次 (1943) 『明治南進史稿』井田 書店、42-44頁、および飯本信之・佐藤弘編 (1942) 『南洋地理体系 豪州』ダイヤモン ド社、249頁。
- (43) Mary Albertus Bain (1982) ,Full Fathom Five, Artlook Books (足立良子訳(1987))『真珠貝の誘惑』 勁草書房、邦訳49-50頁。
- (44) 久原脩司(1978)「アラフラ海に出漁した日本漁民」、591頁、薮内芳彦(1978)『漁 撈文化人類学の基本的文献資料とその補足的研究』風間書房。鈴木譲二(1992)『日本人 出稼ぎ移民』平凡社、32頁。
- (45) 久原脩司 (1978)「アラフラ海に出漁した日本漁民」、592-593頁および589頁、薮

- 内芳彦 (1978) 『漁撈文化人類学の基本的文献資料とその補足的研究』 風間書房。
- (46) 大島襄二編 (1983) 『トレス海峡の人々ー その地理学的・民俗学的研究』古今書院、 538頁。
- (47) 和歌山県(1957)『和歌山県移民史』和 歌山県、190頁、および小川平(1976)『ア ラフル海の真珠―紀州のダイバー百年史』あ ゆみ出版、43-47頁。
- (48) 外務省 (1885)「英領濠州クインスランドへ出稼ノ我国民保護ノ為メ在メルボルン府我領事マークスニ該地ヲ兼轄セシム」外務省外交史料館(レファレンスコードA15111024000)。および、外務省 (1893)「濠州メルボルン在留帝国名誉領事英吉利人アレキサンドル、マークス勲位進叙ノ件」外務省外交史料館(レファレンスコードA10112425700)。
- (49) 久原脩司(1978)「アラフラ海に出漁した日本漁民」、592-593頁および589頁、薮内芳彦(1978)『漁撈文化人類学の基本的文献資料とその補足的研究』風間書房。
- (50) Mary Albertus Bain (1982) ,Full Fathom Five, Artlook Books (足立良子訳 (1987)『真珠貝の誘惑』勁草書房、邦訳52-53頁。
- (51) 渡邉勘十郎 (1894)『豪州探検報告書』 外務省通商第2課、203頁。
- (52) 小川平 (1976) 『アラフル海の真珠―紀 州のダイバー百年史』あゆみ出版、50頁。
- (53) 和歌山県 (1957) 『和歌山県移民史』和 歌山県、191-192頁。
- (54) 和歌山県 (1957)『和歌山県移民史』和 歌山県、189頁。
- (55) 服部徹 (1894)『南球之新殖民』博聞社、 13-14頁。
- (56) 外務省(1894)「濠州クインスランド州 日本領事館設立ノ請願書」外務省外交史料館 (レファレンスコードB15100825100)。
- (57) 外務省 (1894)「濠州クインスランド州 日本領事館設立ノ請願書」外務省外交史料館 (レファレンスコードB15100825100)。

- (58)「長野県安曇野市公式ホームページ」 https://www.city.azumino.nagano.jp/site/ yukari/2205.html)
- (59) 渡邉勘十郎『豪州探検報告書』195頁。
- (60) 渡邉勘十郎『豪州探検報告書』204頁、 および入江寅次(1943)『明治南進史稿』井 田書店176-177頁。
- (61) 服部徹 (1894)『南球之新殖民』博聞社。 28頁。
- (62) 和歌山県 (1957) 『和歌山県移民史』和 歌山県、191頁。
- (63) 渡邉勘十郎『豪州探検報告書』204頁、 198-200頁、および、入江寅次(1942)『邦 人海外発展史』井田書店、404-407頁。
- (64) 小川平 (1976) 『アラフル海の真珠―紀 州のダイバー百年史』あゆみ出版、32頁。
- (65) 和歌山県 (1957) 『和歌山県移民史』和 歌山県、277頁。
- (66) 小川平 (1976) 『アラフル海の真珠―紀 州のダイバー百年史』あゆみ出版、68頁。
- (67) 入江寅次 (1943) 『明治南進史稿』井田 書店186-189頁。
- (68) 小川平 (1976) 『アラフル海の真珠―紀 州のダイバー百年史』あゆみ出版、71頁。
- (69) 鈴木譲二 (1992) 『日本人出稼ぎ移民』 平凡社、35頁。
- (70) 外務省(1897)「タウンスヴィール領事館報告書/木曜島及ポートダーウイン港ニ於ケル本邦人ノ情況取調報告書」外務省外交史料館(アジア歴史資料センター、レファレンスコードB16080742200)。なお、当時の木曜島の娼婦の様子について、宮岡健二(1968)『娼婦海外放浪記』三一書房、154-156頁に興味深い記述がある。
- (71) 和歌山県 (1957) 『和歌山県移民史』和 歌山県、580-593頁。
- (72) 佐藤虎次朗(1903)『新政経:世界政治の新傾向平和的進取の標榜』大国民社、176-177頁。
- (73) 和歌山県(1957)『和歌山県移民史』和 歌山県、581-593頁。

- (74) このような密航により渡航については、 小川平(1976)『アラフル海の真珠―紀州の ダイバー百年史』あゆみ出版、19-40頁、に 詳しい実例を含んだ記述がある。
- (75) 和歌山県 (1957)『和歌山県移民史』和 歌山県、191頁。
- (76) 外務省(1897)「タウンスヴイール領事 館報告書/木曜島及ポートダーウイン港ニ於 ケル本邦人ノ情況取調報告書」外務省外交史 料館(アジア歴史資料センター、レファレン スコードB16080742200)。
- (77) Jones Noreen (2002), *Number 2 Home*, (北条正司他訳『第2の故郷―豪州に渡った日本人先駆者たちの物語』創風社出版、140-150頁。
- (78) Jones Noreen (2002), *Number 2 Home*, (北条正司他訳『第2の故郷―豪州に渡った日本人先駆者たちの物語』創風社出版、116-128頁。
- (79) Jones Noreen (2002), Number 2 Home,(北条正司他訳『第2の故郷―豪州に渡った 日本人先駆者たちの物語』創風社出版、150 -152頁。
- (80) Jones Noreen (2002), *Number 2 Home*, (北条正司他訳『第2の故郷―豪州に渡った 日本人先駆者たちの物語』 創風社出版、136頁。
- (81) 外務省 (1909)「移民取扱人ニ依ル移 民之沿革/1909年」、56-59頁 (アジア 歴史資料センター、レファレンスコード B10070551300)。
- (82) 成田勝四郎編著 (1971) 『日豪通商外交史』 新評論、43-44頁。
- (83) 南洋経済研究所(1942)『木曜島とトレス海峡』南洋経済研究所、5頁。 なお、貴重な史料である木曜島への日本人乗船名簿『木曜島移民原簿 自昭和六年至昭和十五年』が、国立国会図書館デジタルコレクションに公開されている。
- (84) 外務省 (1913)「木曜島在住本邦人採貝 事業概況報告ノ件」(アジア歴史資料セン ター、レファレンスコードB11091927000)。

- (85) 外務省(1927)「本邦労働者関係雑件 第一巻 16. 濠州ニ於ケル真珠貝漁業ニ従事スル本邦労働者(採貝夫)ノ現状ニ関スル報告」外務省外交史料館(アジア歴史資料センター、レファレンスコードB04012839300)。
- (86)海洋漁業協会 (1939)『本邦海洋漁業の 現勢』水産社、296頁。
- (87) デイビット C.S.シソンズ (1974)「1871 ~ 1946年のオーストラリアの日本人」『移 住研究』(海外協力事業団) 10巻、28頁。
- (88) デイビット C.S.シソンズ (1974)「1871 ~ 1946年のオーストラリアの日本人」、『移 住研究』 (海外協力事業団) 10巻、28頁。
- (89) アラフラ海中のアルー群島の真珠貝採取 については、「南洋地理 南洋研究号」(第 30巻第5号) 昭和14年8月、中興館、394頁 が詳しい。
- (90) 外務省(1937)「北豪州ニ於ケル邦船拿 捕ニ関スル件(第十生糸丸 第三高千穂丸 第五大日本丸 第一東京丸)」外務省外交 史料館(アジア歴史資料センター、レファ レンスコードB09042254200)、秋守常太郎 (1938)『南洋紀行』秋守常太郎、49-53頁。
- (91) 斉藤栄一 (1942)『南方圏の水産』東京堂、 86頁。
- (92) 小林織之輔 (1942)『東印度及豪州の点描』統正社、30頁。
- (93) 海洋漁業協会 (1939)『本邦海洋漁業の 現勢』水産社、298-301頁。
- (94) 拓務省 (1936) 『拓務年鑑 昭和11 年版』 拓務省、620頁。
- (95) 樋口弘(1941)『南洋に於ける日本の投資と貿易』味燈書屋、51-52頁。
- (96) 南洋経済研究所 (1942)『木曜島とトレス海峡』南洋経済研究所、11頁。
- (97) Mary Albertus Bain (1982), Full Fathom Five, Artlook Books (足立良子訳 (1987)『真珠貝の誘惑』勁草書房。および、 遠洋漁業協会 (1939)『本邦遠洋漁業の現勢』 水産社、281頁。
- (98) 海洋漁業協会 (1939) 『本邦海洋漁業の

- 現勢』水産社、298-299頁。
- (99) 斉藤栄一 (1942)『南方圏の水産』東京堂、 91-95頁。
- (100) 高橋春雄他著 (1942) 『南方の生態』 龍吟社、 126頁。
- (101) 水産経済研究所(1941)『南方漁業問題』 水産経済研究所、69頁。
- (102) 久原脩司 (1978)「アラフラ海に出漁した日本漁民」、薮内芳彦 (1978)『漁撈文化人類学の基本的文献資料とその補足的研究』風間書房、610-611頁。
- (103) 大村肇 (1941) 「パラオに於ける真珠貝養殖業」、『地理学』第9巻第6号、42-47頁。
- (104) 大村肇 (1941) 「パラオに於ける真珠貝養殖業」、『地理学』第9巻第6号、47頁。
- (105) 仲原善徳(1942)『ボルネオとセレベス』 寶雲社、355頁。
- (106) 片岡千賀之(1991)『南洋の日本人漁業』同文館出版、167-169頁。拓務省拓務局(1934)『「セレベス」島事情』拓務省拓務局、142-143頁。および、大村肇(1941)「パラオに於ける真珠貝養殖業」、『地理学』第9巻第6号、48頁。
- (107) 外務省 (1932)「南洋真珠株式会社」外 務省外交史料館 (アジア歴史資料センター、 レファレンスコードB08061152200) の中 の「南洋真珠株式会社定款」による。
- (108) 片岡千賀之(1991)『南洋の日本人漁業』 同文館出版、168-169頁。
- (109) 外務省(1909)「移民取扱人ニ依ル移民 之沿革/1909(明治42)年」、59-70頁。
- (110) 服部徹 (1894)『南球之新殖民』博聞社、 20-21頁。
- (III) 高山伊太郎 (1914)『南洋之水産』大日本水産会、340頁。
- (112) 片岡千賀之(1991)『南洋の日本人漁業』同文館出版、15頁。
- (113) 羽原又吉(1963)『漂流民』岩波書店、52-53頁。
- (114) 南洋各地での日本人会については、南洋協会(1937)『在南洋邦人団体便覧』南洋協

- 会、に詳しい名簿と概要が紹介されている。
- (115) 海洋漁業協会 (1939)『本邦海洋漁業の 現勢』水産社、278-279頁。
- (116) 宮岡健二 (1968) 『娼婦 海外放浪記』 三一書房、154-155頁。
- (II7) 木曜島を舞台にした小説、エッセイとして、司馬遼太郎 (1977)『木曜島の夜会』文芸春秋、庄野英二 (1972)『木曜島』理論社、などがある。ブルームを舞台としたルポとして、中野不二男 (1986)『マリーとマサトラー日本人ダイバーとアボリジニーの妻』文芸春秋、がある。また、木曜島出身者家族による記録として、五ノ宮ハナ (2017)『続・わたしの木曜島 木曜島からパラオへ』瀬良雅代、がある。
- (II8) 日本人を含むオーストラリアの移民史に ついては多くの研究があるが、オーストラリ アで出版された代表的な英文文献として、 David R. Cox (1987), *Australia's Immigrants*, 1788-1988, Geoffrey Sherington (1990), Migration and Welfare 等がある。

### 参考文献

- アメリカ彦蔵 (1976) (中山努・山口修訳) 『ア メリカ彦蔵自伝』(全2巻) 平凡社。
- 秋守常太郎(1938)『南洋紀行』秋守常太郎。 鮎沢信太郎(1956)『漂流―鎖国時代の海外発 展』至文堂。
- David R. Cox (1987), Migration and Welfare, *Prentice Hall.*
- エミリー・ウォーリー (宮永孝訳) (1991) 『ジョン万次郎漂流記』 雄松堂。
- デイビット C.S.シソンズ (1974)「1871~ 1946年のオーストラリアの日本人」、『移住 研究』(海外協力事業団) 10巻、27-54頁。
- デイビィド・ブラック・曽根幸子編(2012)『西 オーストラリアー日本交流史』日本評論社。
- Geoffrey Sherington (1990) , *Australia's Immigrants*, 1788-1988, Allen & Unwin.
- 外務省(1885)「英領濠州クインスランドへ出

- 稼ノ我国民保護ノ為メ在メルボルン府我領事マークスニ該地ヲ兼轄セシム」外務省外交史料館(アジア歴史資料センター、レファレンスコードA15111024000)。
- 外務省(1893)「濠州メルボルン在留帝国名 營領事英吉利人アレキサンドル、マークス 勲位進叙ノ件」外務省外交史料館(アジア 歴史資料センター、レファレンスコード A10112425700)。
- 外務省(1893)「豪州移民地織田純一郎探検関係 自明治二六年七月」外務省外交史料館(アジア歴史資料センター、レファレンスコード B16080718400)。
- 外務省(1894)「濠州クインスランド州日本領 事館設立ノ請願書」外務省外交史料館(アジ ア歴史資料センター、レファレンスコード B15100825100)。
- 外務省(1897)「タウンスヴィール領事館報告書/木曜島及ポートダーウイン港ニ於ケル本邦人ノ情況取調報告書」外務省外交史料館(アジア歴史資料センター、レファレンスコードB16080742200)。
- 外務省(1905)「木曜島ニ分館設置方同地倶楽 部会頭ヨリ願出ノ件」(アジア歴史資料セン ター、レファレンスコードB15100826700)。
- 外務省 (1905)「木曜島ニ於ケル採貝業状況ニ 関シ在タウンスヴイール領事ヨリ報告ノ件」 (アジア歴史資料センター、レファレンスコー ドB11091801100)。
- 外務省 (1909)「移民取扱人ニ依ル移民之 沿革 / 1909 (明治42) 年」(アジア歴 史資料センター、レファレンスコード B10070551300)。
- 外務省 (1913)「木曜島在住本邦人採貝事業概 況報告ノ件」(アジア歴史資料センター、レ ファレンスコードB11091927000)。
- 外務省 (1932)「南洋真珠株式会社」外務省外 交史料館 (アジア歴史資料センター、レファ レンスコードB08061152200)。
- 外務省 (1927)「本邦労働者関係雑件 第一巻 19. 西濠州「ブルーム」ニ於ケル採貝漁業

- 労働契約更新ニ関スル争議関係」外務省外交 史料館(アジア歴史資料センター、レファレ ンスコードB04012839700)。
- 外務省 (1927)「本邦労働者関係雑件 第一巻 16. 濠州ニ於ケル真珠貝漁業ニ従事スル本 邦労働者 (採貝夫) ノ現状ニ関スル報告」外 務省外交史料館 (アジア歴史資料センター、 レファレンスコードB04012839300)。
- 外務省 (1937)「北豪州ニ於ケル邦船拿捕ニ関スル件 (第十生糸丸 第三高千穂丸 第五大日本丸 第一東京丸)」外務省外交史料館 (アジア歴史資料センター、レファレンスコード B09042254200)。
- 外務省調査部(1938)『大日本外交文書 第4巻』 日本国際協会。
- 五ノ宮ハナ (2017) 『続・わたしの木曜島 木曜島からパラオへ』瀬良雅代。
- 共賀鍬五郎 (1921) 『ブートン島農業経営論』 南洋協会台湾支部。
- 羽禰勇太郎(1959)『日本の漁村』海文堂。
- 羽原又吉(1954)『日本漁業経済史 中巻二』 岩波書店。
- 羽原又吉(1963)『漂流民』岩波書店。
- 春名徹(1979)『日本音吉漂流記』晶文社。
- 広島県坂町編(1985)『坂町海外発展史』広島 県坂町。
- 服部徹(1894)『南球之新殖民』博聞社。
- 樋口弘 (1941)『南洋に於ける日本の投資と貿易』味燈書屋。
- 久原脩司(1978)「アラフラ海に出漁した日本 漁民」、薮内芳彦(1978)『漁撈文化人類学 の基本的文献資料とその補足的研究』風間書 房。
- 入江寅次(1942)『邦人海外発展史』井田書店。 入江寅次(1943)『明治南進史稿』井田書店。 飯本信之・佐藤弘編(1942)『南洋地理体系
- 泉信介(1942)『豪州史』人文閣。

豪州』ダイヤモンド社。

- 移民研究会編 (1994)『日本の移民研究 動向 と目録』日外アソシエーツ。
- 移民保護協会編(1902)『海外出稼案内』内外

- 出版協会・文明堂。
- 井伏鱒二 (1947)『ジョン万次郎漂流記』文学 界社。
- Jones Noreen (2002), Number 2 Home, (北 条正司他訳『第2の故郷―豪州に渡った日本 人先駆者たちの物語』創風社出版)。
- 海洋漁業協会 (1939) 『本邦海洋漁業の現勢』 水産社。
- 片岡千賀之(1991)『南洋の日本人漁業』同文 館出版。
- 小林織之輔(1942)『東印度及豪州の点描』統 正社。
- 兼松商店調査部編(1943)『豪州』国際日本協会。 Mary Albertus Bain(1982), Full Fathom Five, Artlook Books. (足立良子訳 (1987)『真 珠貝の誘惑』 勁草書房。)
- 松本國男(1981)『シャミル島―北ボルネオ移 民史』恒文社。
- 宮田峰一 (1944)『豪州の資源と植民問題』照 林堂。
- 宮岡健二(1959)『旅芸人始末書』修道社。
- 宮岡健二(1968)『娼婦 海外放浪記』三一書房。 明治文化会(1961)『幕末明治新聞全集 第四 巻』世界文庫。
- 『木曜島移民原簿 自昭和六年至昭和十五年』。 室賀信夫・矢守一彦編訳(1965)『蕃談―漂流 の記録』(全3巻)平凡社。
- 松島俊二朗 (1999) 『鎖国をはみ出した漂流者 - その足跡を追う』 筑摩書房。
- 南洋協会台湾支部(1928)『比律賓、ボルネオ、 並びにセレベスの於ける海洋漁業調査』南洋 協会。
- 南洋協会(1941)『大南洋圏』南洋協会。
- 南洋庁(1935)『南洋群島の水産』南洋庁。
- 南洋水産協会(1935)『暹羅の水産』南洋水産 協会。
- 南洋経済研究所(1942)『南洋資料第107号 木曜島とトレス海峡』南洋経済研究所。
- 南洋団体聯合会(1942)『大南洋年鑑』南洋団 体聯合会。
- 野村太郎 (1942)『海洋漁業の話』海と空社。

- 仲原善徳 (1942)『ボルネオとセレベス』寶雲舎。 農商務省資産局編 (1914)『南洋之水産資源』 農商務省資産局。
- 農商務省商務局商事課(1912)『南洋の産業及 其富源』北文館。
- 農商務省水産局編(1900)『日本水産史』農商 務省水産局。
- 農林省水産局編(1938)『海外水産調査』遠洋 漁業振興協会。
- 長倉矯介 (1943) 『豪州および南太平洋』日本書房。
- 南方産業調査会(1942)『豪州』南進社。
- 仲原善徳 (1942)『ボルネオとセレベス』寶雲社。 成田勝四郎編著 (1971)『日豪通商外交史』新 評論。
- 中野不二男(1986)『マリーとマサトラ―日本 人ダイバーとアボリジニーの妻』文芸春秋。 日本移民協会調査部編(1918)『海外発展指針』
- 東洋社。
- 小川平(1976)『アラフル海の真珠―紀州のダイバー百年史』あゆみ出版。
- 大島襄二編 (1983) 『トレス海峡の人々―その 地理学的・民俗学的研究』古今書院。
- 和歌山県(1979)『和歌山県史 近現代史料五』 和歌山県。
- 大村肇 (1941)「パラオに於ける真珠貝養殖業」、 『地理学』第9巻第6号。
- 大河内降光(1905)『日本移民論』文武堂。
- 斉藤栄一(1942)『南方圏の水産』東京堂。
- 水産経済研究所(1941)『南方漁業問題』水産 経済研究所。
- 佐藤虎次朗(1903)『新政経:世界 政治の新 傾向平和的進取の標榜』大国民社。
- 佐藤虎次朗 (1903) 『支那啓発論』横浜新報社。 鈴木譲二 (1992) 『日本人出稼ぎ移民』平凡社。 司馬遼太郎 (1977) 『木曜島の夜会』文芸春秋。 庄野英二 (1972) 『木曜島』理論社。
- 武田尚子(2002)『マニラに渡った瀬戸内 移民-移民送出母村の変容』お茶の水書 房。
- 拓務省拓務局(1931)『南洋於ける水産業調査

- 書』拓務省拓務局。
- 拓務省拓務局(1934)『「セレベス」島事情』 拓務省拓務局。
- 拓務省拓務局 (1934) 『英領北ボルネオ・タワ オ地方事情』拓務省拓務局。
- 拓務省(1936)『拓務年鑑 昭和11 年版』拓務省。 坪谷善四郎 (1917)『最近の南洋』博文館。
- 辻村民三(1934)『宝庫スマトラの全貌』立命 館出版部。
- 筒井千尋 (1943)『スマトラ』大東亜出版。 高山伊太郎 (1914)『南洋之水産』大日本水産会。 高橋春雄他著 (1942)『南方の生態』龍吟社。 遠山嘉博 (2009)『日豪経済関係の研究』日本
- 評論社。 四駆動 (1000)『異文化経営トナーフトラリア。
- 丹野勲 (1999)『異文化経営とオーストラリア』 中央経済社。
- 丹野勲(2017)『日本企業の東南アジア進出の ルーツと戦略―戦前期南洋での国際経営と日 本人移民の歴史』同文館。
- 土屋元作(1943)『豪州』博文館。
- 和歌山県(1957)『和歌山県移民史』和歌山県。 若槻泰雄・鈴木譲二(1975)『海外移住政策史 論』福村出版。
- 渡邉勘十郎(1894)『豪州探検報告書』外務省 通商第2課。
- 渡邉東雄(1942)『南方水産業』中興館。

#### (謝辞)

本稿は、神奈川大学国際経営研究所プロジェクト研究「南洋・オーストラリアの移民と国際 関係」の成果でもある。ご支援いただいた国際 経営研究所に対して感謝したい。